

第4章

中国における食糧流通政策の変遷と農家経営への影響

寶劔久俊

はじめに

1949年の中華人民共和国成立以降、中国では食糧生産を重視する農業政策と都市住民に対して食糧を配給する食糧流通政策が、長年にわたって実施されてきた。都市住民に対して安価な食糧を提供する食糧流通政策は、農民に対して過大な負担を強いるものであると同時に、農業生産へのインセンティブを抑制するものとなってきた。そこで中国政府は1978年から実施された改革・開放政策において、農業生産システムと農産物流通システムの改革に着手した。農業生産面では、生産責任制の導入によって人民公社時代の平等主義的分配を打破し、個人農を育成することで農民の生産意欲を高めることを目指した。

他方、農民からの食糧買上価格の大幅引き上げを先鞭とした食糧流通システムの改革は、政府買上対象食糧の段階的縮小、食糧備蓄制度や食糧卸売市場の整備、都市部での食糧販売価格引き上げや食糧配給制度の廃止などを通じて、食糧流通に対する政府関与の度合いを縮小させ、市場メカニズムに委ねる方向で進展してきた。しかし1996年の食糧大豊作による食糧買付価格の大幅な低下に対応するため、保護価格による政府の無制限買付が実施されるなど、食糧流通政策の動きは必ずしも単線的なものではない。

また沿海地域を中心とする急速な産業化の進展と経済発展によって、農村の経済構造も大きく変化してきた。それとともに、食糧生産が中心であった農家の農業経営も多様化が進んでおり、農家の兼業化や非農家化の動きも盛んである。だが、そのような経済の変容は地域間や農家間での経済格差を伴

っており、その意味で各地の食糧流通システムのあり方や食糧流通政策の経済的な効果は一様ではない。

そこで本稿では、中国における食糧流通システムに焦点を当て、改革・開放以降の食糧流通政策を俯瞰する。そのとき、政策の変化が食糧生産・食糧価格に対して与えた影響はいかなるものであったのか、また逆に実体経済の動向が食糧流通政策のあり方にどのような変化をもたらしたのか、という政策と実態の相互関係について整理することを主たる目的とする。特に食糧流通政策の変化が、生産者である農家の農業経営や経済厚生に対して与えた影響に重点を置いて分析を進め、地域格差や農家類型の違いを念頭に置きながら生産者保護的な食糧流通政策の実態について考察していく。

具体的には、まず第1節で中国における食糧生産の歴史的推移と経済全体のなかでの位置づけについて、統計データを利用して整理する。続く第2節では、改革・開放以降の食糧流通政策を時系列的に整理し、食糧生産や食糧流通に対する経済的効果を分析したうえで、現在の中国食糧流通システムの問題点をまとめる。そして第3節では、食糧流通に関する既存の家計調査の結果や家計調査データに基づき、食糧流通政策変化による農家の農業経営への影響と食糧生産をめぐる農家行動について分析する。そして、まとめとして暫定的な結論と今後の展望を提示する。

第1節 中国の農業・食糧生産の概況

中国の食糧流通政策の説明に入る前に、まず本節で世界の食糧生産における中国の位置づけ、中国における食糧生産の概要、および農家による農業経営の動向について簡潔に説明し、中国の食糧生産に関わる経済事情をまとめる。

まず初めに、中国の食糧（「糧食」）の定義について説明する。生産統計における食糧（「原糧」）とは、「水稻、小麦、トウモロコシ（粒子に換算）に加えて、コーリャン、粟、その他雑穀、芋類（サツマイモとジャガイモは含む

が里芋・キャッサバは含まず）、豆類（サヤを除去した乾燥豆換算）を含む。芋類については、1963 年以前は生芋 4kg を食糧 1kg に換算したが、64 年以降は生芋 5kg を食糧 1kg に換算する。また都市近郊で栽培される野菜としての芋（ジャガイモ等）は食糧統計に含まない」と定義される。

他方、流通統計における食糧（「貿易糧」）は、米と粟のみ調整後（籾殻除去後）の状態に換算し、その他の食糧は「原糧」で計算される。本論文では、必要に応じて両者の統計を使い分ける。ただし生産統計と流通統計を比較する場合、一般的な換算率が存在しないため、1978～84 年データを利用して推計した原糧から貿易量への換算率（0.844）を使用する¹。

表 1 世界の穀物生産量とその構成

単位：千トン

	1989-91年		1999年	
	生産量	構成比	生産量	構成比
世界合計	1,904,774	100.0%	2,064,178	100.0%
アジア	858,209	45.1%	996,974	48.3%
中国	390,171	20.5%	457,038	22.1%
インド	195,478	10.3%	230,042	11.1%
日本	13,946	0.7%	12,281	0.6%
北中米	374,063	19.6%	423,925	20.5%
アメリカ	292,145	15.3%	336,028	16.3%
ヨーロッパ	293,623	15.4%	288,001	14.0%
南米	73,619	3.9%	99,638	4.8%
アフリカ	98,694	5.2%	112,912	5.5%
オセアニア	22,208	1.2%	32,063	1.6%

(資料)FAO Production Yearbook 1999, pp. 79-81.

(注)「アジア」・「ヨーロッパ」には旧ソ連地域は含まれていない。

世界の食糧生産における中国の位置について見てみたい。表 1 では、FAO 統計による各地域・各国別の穀物生産量（芋・豆類は含まれず）とその世界全体の生産に占める比重が示されている。穀物生産から見てみると、1999 年

時点での世界全体の穀物生産量は約 20 億トンに達している。そのうち、中国の生産量は約 4.6 億トンであり、世界の穀物生産の 22.1%を占めている。この値は、1989～91 年の全世界の穀物生産に占める比重である 20.5%より多少上昇しているが、それほど大きな変化は見られない。また穀物の内訳を細かく見ていくと、小麦では中国の生産量は世界全体の生産量の 19.6%、トウモロコシでは 21.0%、米にいたっては実に 33.6%を占めており、世界の穀物生産において中国の占める位置が極めて重要であることがわかる。

ただし食糧輸入・輸出に着目すると、その位置づけは異なってくる。表 2 は、中国の食糧生産量（流通量換算）に対する食糧輸入・輸出の割合を示したものである。輸入食糧比率では、最も高い 1995 年においても 5.3%に止まっており、低いときには 1%台まで下がっている。他方、食糧輸出比率について見てみると、1993 年の 4.0%が最も高いが、その他の年では軒並み 1～2%程度で安定している。また数量ベースで見ると、最も輸入量が多いのは 1995 年の 2081 万トンであり、1980 年代後半の輸入量は 1500 万トンで比較的高い水準安定しているが、その他の時期については各年で変動が比較的大きい。輸出では、90 年代初めに 1000 万トンを超えていたが、その他の時期は 1000 万トン未満の水準にとどまっている。

一方、数量ベースの収支で見ると 1980 年代後半は食糧輸入超過であり、90 年代前半は輸出が輸入を上回った。しかし 95・96 年には、輸出が大きく減少して再び輸入超過となった。その後の 90 年代中頃以降は、輸出と輸入が均衡している。品目別で見ると、米とトウモロコシについては 95・96 年を除き一貫して純輸出国であるのに対し、小麦では輸出は微々たる水準であり、一貫して輸入超過となっている。また大豆については、1995 年までは純輸出国であったが、その後は大幅な輸入超過が続いている。ただし世界の穀物輸入・輸出に占める中国の輸入・輸出の割合は、1998 年時点でそれぞれ 4.0%、3.6%である²。輸入・輸出量は年次によって増大することもあるが、現段階では穀物の貿易依存度は低く、自給を基本としているといえる。

表 2 国内食糧生産に対する食糧輸入・輸出の割合

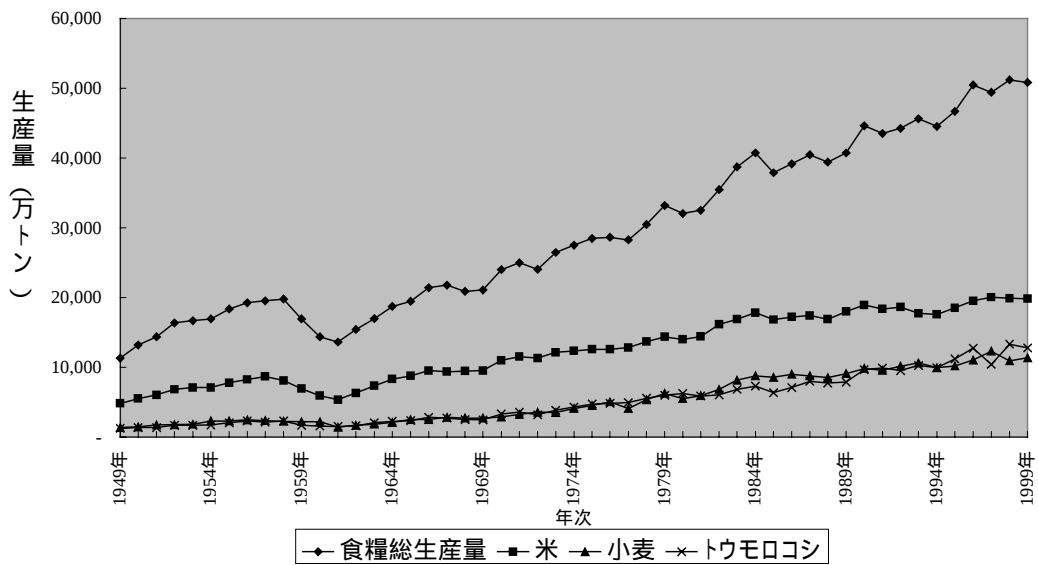
	輸入量		輸出量	
	数量(万トン)	対生産量比	数量(万トン)	対生産量比
1984年	1045	3.0%	357	1.0%
1985年	600	1.9%	932	2.9%
1986年	773	2.3%	942	2.9%
1987年	1628	4.8%	737	2.2%
1988年	1533	4.6%	717	2.2%
1989年	1658	4.8%	656	1.9%
1990年	1372	3.6%	583	1.5%
1991年	1345	3.7%	1086	3.0%
1992年	1175	3.1%	1364	3.7%
1993年	752	2.0%	1535	4.0%
1994年	920	2.4%	1346	3.6%
1995年	2081	5.3%	214	0.5%
1996年	1200	2.8%	144	0.3%
1997年	705	1.7%	859	2.1%
1998年	708	1.6%	906	2.1%
1999年	771	1.8%	758	1.8%
2000年	1357	3.5%	1400	3.6%

(資料)『中国農業発展報告2001』121ページ。

(注)食糧生産、及び輸入・輸出数量に関して貿易糧換算。

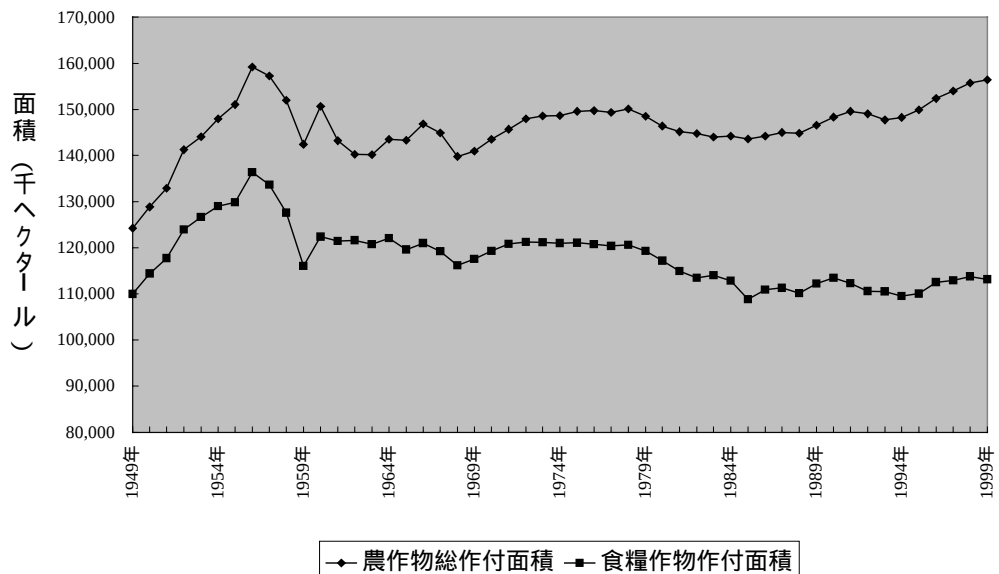
次に食糧生産と食糧作付面積の推移について見ていく。図1では、1949年の建国以降の食糧生産推移が示されている。それを見ると明らかなように、食糧生産量は1958～60年(大躍進期)の大幅な落ち込みを除き、趨勢的な増加を示している。年代別の食糧生産量増加率の年平均では、60年代が5.5%、70年代が3.0%、80年代が3.5%、そして90年代が1.4%となっている。生産責任制が導入された80年代を除き、食糧生産の成長率は低下する傾向にあることがわかる。建国以降、中国政府は食糧需給を達成するために、一貫して食糧生産重視の姿勢をとってきており、その成果が食糧生産増進につながったといえる。

図1 中国食糧生産の推移



(資料)『新中国 50 年農業統計資料』37 ページ。

図2 農産物・食糧作付面積の推移



(資料)『新中国 50 年農業統計資料』34 ページ。

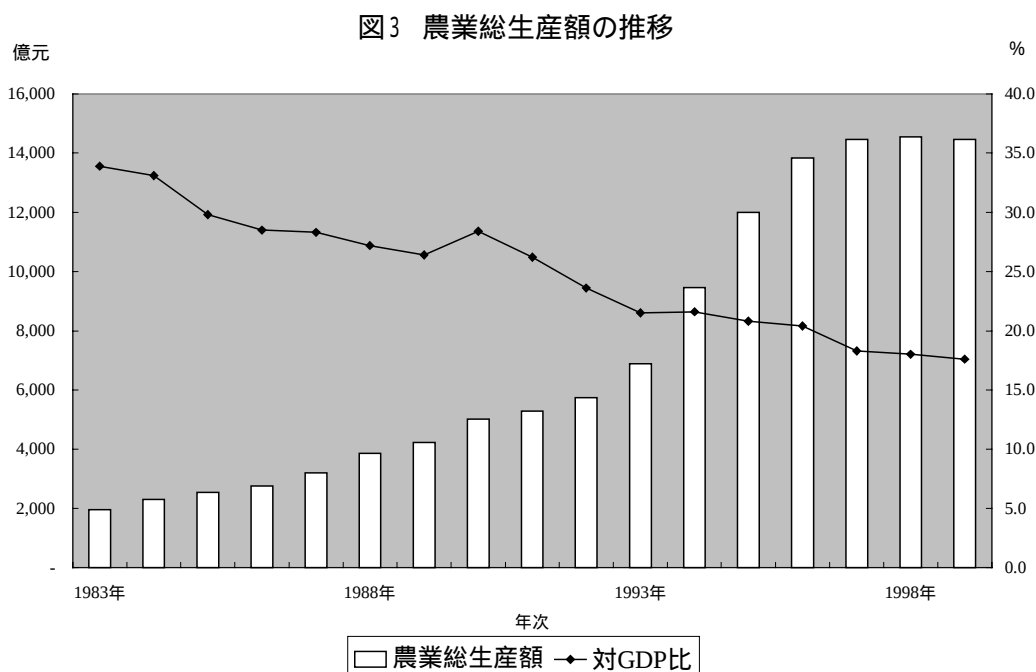
また食糧の内訳で見えていくと、主要な食糧である米・小麦・トウモロコシの生産は趨勢的な増加を示しており、この3つの食糧が食糧生産に占める割合も1949年の66.2%から99年には86.6%まで上昇している。その反面、粟やコーリャンなどの雑穀の生産量は絶対量が半減しており、食糧生産に占め比重が大幅に低下している。また米の生産量の成長率は食糧生産のそれとほぼ同水準であるが、小麦・トウモロコシの生産量の伸び率が比較的高く、1949年と比較した99年の生産量は、食糧全体と米がそれぞれ4.5倍、4.1倍であるのに対して、小麦とトウモロコシのそれは8.2倍、10.3倍となっている。

他方、図2は食糧作物の作付面積の推移を表現したものである。図からわかるように、作付面積は1950年代に大幅な増加が見られるが、大躍進後の1960年代以降はほとんど上昇しておらず、むしろ改革開放が始まった1978年以降は1億1000万ヘクタール前後で停滞している。食糧の品目別では、トウモロコシの作付面積が1979年から若干増加している反面、米と小麦に関してはそれほど大きな変動は見られない。トウモロコシ作付面積の増加は、黒竜江省、吉林省などの東北・華北地域での作付面積拡大によるところが大きい。

従って、食糧の増産は主として反収増加によるものであり、食糧生産全体では1999年の反収は4492kg/ha、米（粳）は6345kg/ha、小麦は3947kg/ha、トウモロコシは4945kg/haであり、1949年と比較して食糧全体の反収は4.4倍になっている。反収の飛躍的な上昇は、農業インフラの整備や農業技術進歩によるところが大きく、1950年代の老農技術の発見・改良・普及³、60年代以降の中国農業科学院を頂点とする農業技術の研究開発と品種改良・普及ネットワークの整備、70年代以降のハイブリット品種の普及と、それによる作付体系の変化（多毛作・多期作化）また灌漑施設の整備など土地改良事業の推進、化学肥料投入の急増や農業機械の普及などの効果が挙げられる。

今度は食糧生産から視点を広げて、農業生産の経済全体に占める位置について簡単にまとめる。図3では、農業総生産額とその対GDPシェアが表現されている。それから分かるように、農業部門のGDPは1983年から一貫し

て上昇しており、特に 87～88 年と 92～94 年に実質ベースで 10%を超える急激な上昇を示している。それにも関わらず、農業総生産額の対 GDP シェアは 1983 年の 33.9%から毎年低下しており、90 年代後半には 20%を下回り、1999 年には 17.6%にまで低下している。製造業などの工業部門の急速な発展と比較して、農業部門の成長率は低く、そのことが農業総生産額の対 GDP 比低下の原因となっている。



(資料)『中国農業発展報告 2000』102、104 ページ。

そのような中国の産業構造変化のなか、農村部においても農村労働力の非農業労働力化が進行している。鄉村労働力に占める農業従事者の割合は、1987 年時点では 79.2%を占めていた。しかしその構成比は 90 年代から徐々に低下していき、1999 年には 70.2%と 9%程度低下している⁴。

さらに農村世帯に関する統計調査を見てみると、農家レベルでの兼業化の動向が一層顕著となる。表 3 は、1996 年末を調査基準時点として実施された

農業センサスの集計結果を、農業経営類型の観点から整理したものである。それによると中国農村全体で、純農業世帯の全農村世帯に占める比重は59.3%であり、兼業農家が31.0%、非農業世帯が9.7%である。また地域別に見てみると、産業化が進んでいる平原地域では非農業世帯が13.1%を占めるとともに、兼業化が進展している。他方、自然環境が厳しい山間地域では、非農業世帯の割合はわずか4.9%に止まる反面、純農業世帯の構成比が67.8%と高い水準にあることがわかる。従って、中国全体では農村世帯の非農家化と兼業化が徐々に広がっているが、その速度には地域差が大きいと指摘できる。

表3 農業センサスによる類型別農村世帯構成（1996 年末現在）

	総計	平原地域	丘陵地域	山間地域
農村世帯（万戸）	21,383	9,167	7,400	4,813
農業世帯（構成比）	90.3%	86.9%	91.4%	95.1%
純農業世帯	59.3%	55.9%	57.9%	67.8%
農業兼業世帯	18.2%	16.8%	20.1%	18.1%
非農業兼業世帯	12.8%	14.2%	13.3%	9.3%
非農業世帯（構成比）	9.7%	13.1%	8.6%	4.9%

（資料）全国農業普查弁公室[2000, 38・434]。

（注）（1）データの欠損のため、地域別農村住戸の合計は総計に一致しない。

（2）「非農業世帯」とは世帯構成員の全員の主たる職業が農業である農村世帯のことである。

「農業世帯」とは「非農業世帯」以外の農村世帯である。

（3）「純農業世帯」とは世帯構成員の全員の主たる職業が農業である農村世帯のことである。

「農業兼業世帯」とは主たる職業が農業である世帯構成員が非農業就業世帯員より多い農村世帯のことである。

「非農業兼業世帯」とは主たる職業が農業である世帯構成員が非農業就業世帯員より少ない農村世帯のことである。

このような農村世帯の非農家化は、農村世帯の収入面にも影響を与えている。表4は農村世帯に対する家計調査データを利用して、農村住民の世帯一人あたり実質所得の推移とその構成比をまとめた表である。1980年代後半は、農村住民の世帯一人あたり実質所得はほとんど増加していなかったが、90年代中頃以降に世帯一人あたり実質所得の大きな上昇が見られる。その結果、

99年の農家の世帯一人あたり実質所得は、85年の1.8倍となった。所得の構成比で見ると、賃金労働による収入である労働者報酬収入の割合が、1985年の18.0%から99年には28.5%と約10%程度上昇している。それに対して作物栽培である播種業純収入の比重は、85年の48.2%から99年には39.9%と10%程度低下している。播種業の実質純収入で見ても、同時期に1.5倍しか増加しておらず、特に96年以降はその絶対額がむしろ減少している。

表4 農村住民の世帯一人あたり所得構成比

	実質所得（1985年価格） （元）	基本収入					移転性・財 産性収入
			労働者報 酬収入	家庭経営純収入			
				播種業	牧畜業		
1985年	398	92.5%	18.0%	74.4%	48.2%	11.2%	7.5%
1986年	399	93.2%	19.3%	73.9%	48.4%	10.2%	6.8%
1987年	410	95.3%	20.6%	74.7%	44.9%	13.1%	4.7%
1988年	412	95.6%	21.6%	74.0%	40.8%	15.5%	4.4%
1989年	381	94.9%	22.7%	72.2%	39.9%	15.5%	5.1%
1990年	416	95.8%	20.2%	75.6%	48.1%	12.5%	4.2%
1991年	420	95.3%	21.4%	73.9%	45.7%	13.3%	4.7%
1992年	443	95.1%	23.5%	71.6%	43.1%	13.0%	4.9%
1993年	458	94.7%	21.1%	73.6%	47.6%	9.2%	5.3%
1994年	492	93.8%	21.5%	72.2%	48.4%	8.0%	6.2%
1995年	541	93.8%	22.4%	71.4%	49.1%	7.1%	6.2%
1996年	613	94.1%	23.4%	70.7%	48.0%	7.3%	5.9%
1997年	649	95.1%	24.6%	70.5%	45.1%	8.8%	4.9%
1998年	678	94.3%	26.5%	67.8%	42.9%	7.8%	5.7%
1999年	703	94.0%	28.5%	65.5%	39.9%	7.1%	6.0%

（資料）『中国農村住戸調査年鑑2000』14・16ページ、『中国統計年鑑2001』281ページ。

（注）デフレーターとして1985年を100とした農村消費者物価指数を利用した。

また、農村住民世帯1人あたり所得のジニ係数の推移を見ると、特に1985年前後と1990年代前半に農家間の所得格差が拡大していることがわかる。1985年のジニ係数は0.227であったが、86年には0.304と大きく上昇し

ており、その後の 80 年代後半は 0.3 前後で推移していた。しかし 90 年代前半には、農家間の所得格差が再び拡大しており、95 年のジニ係数は 0.342 と大きく上昇している⁵。

以上の点をまとめると次のようになる。すなわち、中国の食糧生産は作付面積拡大ではなく反収を増加させる方向で食糧生産の増加を実現してきた。だが、生産責任制が導入された 1980 年代を除き、成長の速度は次第に低下してきている。また農業部門の中国経済全体のなかで比重は徐々に低下してきており、農村世帯の兼業化と非農家化が次第に進行している。ただし、兼業化と非農家化の進展度合いには地域格差が存在しており、農村世帯間の所得格差は拡大する傾向にある。

第 2 節 食糧流通政策の変遷とその影響

本節では、改革開放政策が開始された 1978 年以降の食糧流通政策の変遷を、実際の食糧生産・食糧価格の推移や食糧流通の実態と比較しながら分析していく。食糧政策の全体的な流れは、生産量・販売額・価格のすべてを中央政府が管理・コントロールし、市場を通じた自由な取引を極力抑えるという食糧流通の直接統制から、市場取引を通じた価格メカニズムを基本とし、政府は備蓄制度・価格補助制度・卸売市場への介入などの間接的な手段を通じて食糧流通をコントロールするという間接統制へと段階的に移行していく形で進展してきた。また食糧流通の政策目標は、都市住民への安価な食糧を確保するという都市消費者保護を重視するものから、食糧生産への依存度が高く低収入に喘いでいる農業生産者に対する保護を強めるものへと転換してきている。

ただしこのような間接統制や生産者保護への政策移行は、単線的に進んできたものではなく、直接統制や消費者保護への揺り戻しを常に伴ってきたのである。しかし、余剰食糧の買付による中央・地方財政負担の肥大化と国有食糧企業の抱える膨大な経営赤字という状況に加え、WTO 加盟による農業

生産の国際競争激化と一層の農業効率化が求められる今日の状況では、市場化・自由化を重視した食糧流通政策の方向性が加速することは不可避である。

本節では、1978 年以降の食糧流通政策を 6 つの段階に分けて、各段階における政策の概要と実際の食糧流通面への影響を説明していく。各段階における食糧流通政策の概要は、表 5 にまとめている。

表 5 中国食糧流通に関する政策一覧表

年	主な政策	類型	政策目的	具体的内容
1978～84年	農村制度・農業生産体制の改革、流通政策調整	直接統制	消費者保護	食糧買付価格の引き上げ、生産責任制の導入、食糧市場の復興、野菜や豚、卵、水産物などの主要な副食品の割当買付制度の廃止・ほぼ完全な流通自由化
1985～90年	食糧契約買付制度の導入による食糧価格の「双軌制」複線型流通システム			食糧の統一買付制度の廃止、契約買付制度の導入、農産物自由市場と政府による直接統制市場の併存、食糧卸売市場の建設、食糧特別備蓄制度の創設、ただし統一販売制度は維持
1991～93年	食糧統一買付・統一販売制度の改革・「保量放価」政策	間接統制	生産者保護	食糧価格の全面自由化（都市住民に対する食糧・油糧配給制度価格の大幅引き上げと段階的廃止、契約買付規模のみ指定し、買付価格は自由化）、だが食糧価格高騰により義務供出としての契約買付が復活、食糧リスク基金の設立
1994～95年	省長食糧責任制の導入			地域間不均衡による食糧価格の高騰を教訓に、省長食糧責任制によって各省の食糧需給を各省の責任において管理することで省内の食糧需給の均衡化と市場の相対的安定化を目指す。国有食糧企業経営における政策性業務と商業性業務の分化を実施
1996～98年	「4つの分離・1つの完全化」 「3つの政策・1つの改革」			農民の余剰食糧の保護価格による無制限買付、国有食糧企業の「順ざや」での食糧販売、食糧買付資金の封鎖的利用、国有食糧企業への自主経営と独立採算性導入による政策と経営の分離、商人・食糧加工企業による農村・農民からの直接買付禁止
1999年～	消費地での食糧流通自由化促進、間接コントロール強化		生産者保護と自由化	食糧消費地における食糧買付・販売価格の完全自由化、食糧主産地における保護価格による買付の維持、保護価格買付対象作物の縮小、食糧備蓄制度の強化、農村・農民からの直接買付の参入条件緩和

（出所）著者作成。

1 農村制度・農業生産体制改革期（1978～84 年）

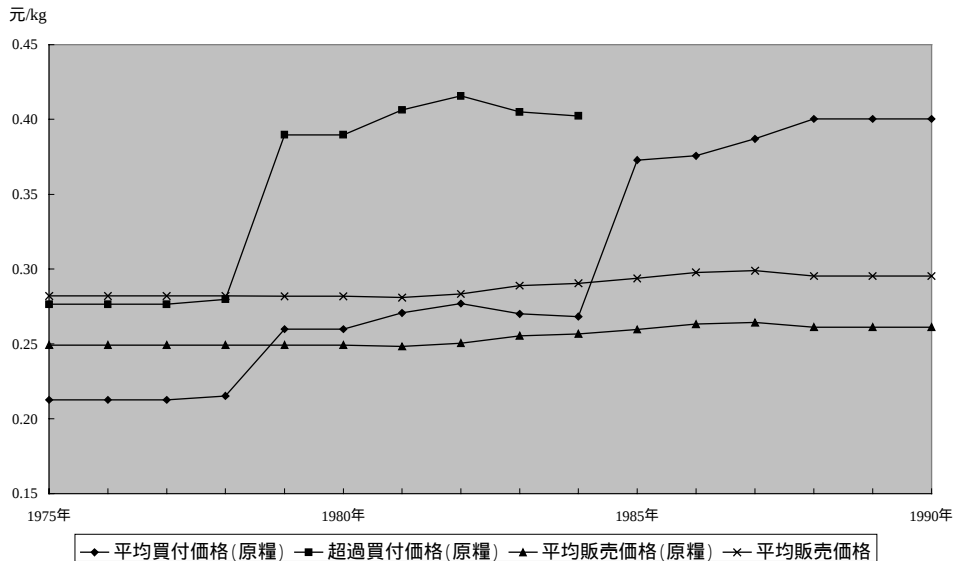
中国では 1953 年に実際された統一買付・統一販売（「統購統銷」）制度によって、農民からの食糧買付、食糧流通・加工、都市での食糧配給など食糧流通にかかわるすべての部門は、1978 年に至るまで一貫して国家によって独占されてきた。統一買付・統一販売制度の具体的な政策内容は、以下の 3 点に要約される。すなわち、食糧生産農民は国家が規定する品目・数量・価格

に基づき、食糧を国家に販売する（統一買付）、農業税および国家の統一買付以外の食糧は自由に処分してよい、都市住民と農村の食糧不足農家の自家消費用食糧および食品工業・飲食業などの必要食糧は、国家が計画的に配給する（統一販売）、食糧流通あるいは加工に携わる国営・公私合営・合作社経営のすべての商店・工場は、国家食糧部門の管理に帰する。食糧流通または加工に携わるすべての商店・工場は独自の活動を禁止され、食糧部門の委託販売あるいは委託加工のみ許される、というものであった（池上[1989, 76-77]）。

このような食糧の統一買付・統一販売制度は、細部においてしばしば変更が行われた。しかし、国家が商品化食糧を一元的に管理し、農民は余剰食糧を固定的な価格で国家に販売し、都市住民等の食糧需要者は必要な全量を国家からの配給に頼るという基本的な制度の性格は、1978 年まで変わらなかった。1970 年前後から、政府は食糧流通部門に対して経営諸経費を補助するようになり、食糧価格の逆ざやを補填する財政補助金支出も恒常化し始めたが、金額的には 1978 年で財政支出の 1%程度に止まっていた（厳[1994, 59]）。農村部において食糧流通制度を支えたのは人民公社による集団農業制度であり、集団農業経営のもと上級機関からの計画によって一元的な生産・販売が行われていたのである。

しかし農民の農業生産インセンティブを高めることを主たる目的として、1978 年 12 月の中国共産党第 11 期三中全会において大規模な農業・農村改革が打ち出された。農業全般では、生産責任制の導入による集団農業から家族経営農業への転換が図られた。食糧流通面では、食糧の政府計画買付価格を 1979 年から 20%引き上げること、計画買付任務達成後の買付に適用される超過買付価格は計画価格のさらに 50%の割り増しをすること（以前の割増率は 30%）、買付価格の引き上げ後も食糧配給価格は動かさないこと、食糧の「徵購基数」（計画買付量に現物農業税の数量を加えた供出任務数量）を 1979 年から全国で 250 万トン削減すること、農村自由市場流通を奨励すること、などの政策がとられた（池上[1989, 77]）。

図4 食糧買付価格と販売価格の推移(名目価格表示)



(資料) 韓・馮主編[1992, 101-102]。

(注)(1) 平均買付価格は1975～84年が小麦・稲(粳)・粟(粳)・トウモロコシ・コーリヤン・大豆の加重平均、1985～88年が小麦・米・トウモロコシ・大豆の契約買付価格買付量の加重平均。

(2) 販売価格は1975～84年が小麦粉・米・粟・コーリヤン・大豆の加重平均、1985～88年が小麦粉・米・トウモロコシ・大豆の加重平均。

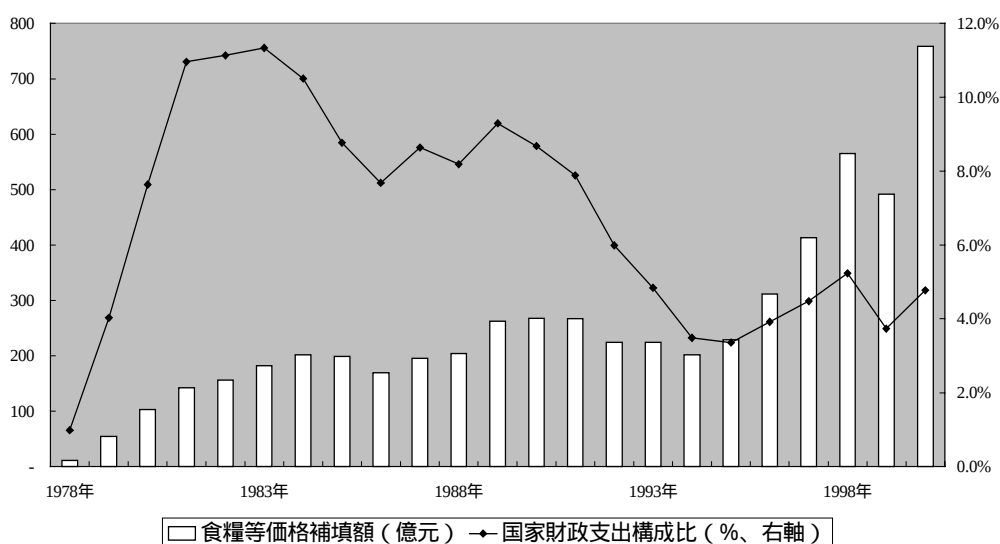
(3) 超過買付価格は1975～78年までは平均買付価格の1.3倍、79～84年は1.5倍で計算した。

(4) 販売価格の原糧換算では小麦粉の歩留まり率を考慮していないため、実際よりも上方推計になっている。

図4では、1975年から90年までの食糧買付価格と食糧販売価格の推移が示されている。その図からわかるように、1979年に食糧買付価格が平均で0.21元/kgから0.26元/kgへと大幅に引き上げられた。他方、食糧の平均販売価格は0.28元/kgに据え置かれたままであった。その結果、原糧で見たときの買付価格と販売価格の逆ざやが大幅に拡大するとともに、82～84年の3年連続で、食糧生産の大幅増産が実現された。そのため、逆ざやに対する財政負担は非常に高い水準まで上昇した。食糧等価格補填に関する国家財政支出額の

推移をまとめた図5を見ると、食糧等価格補填額（ほとんどが食糧に対するもの）は79年には55億元、84年には201億元にまで増加し、国家財政支出に占める割合は79年には4.0%、83年には11.3%、84年には10.5%と国家財政の1割以上を占め、食糧に対する価格補填の財政負担が大幅に増加していることがわかる。

図5 価格補填支出額の推移と財政支出構成比



（資料）『中国統計年鑑 2001』252、260 ページ。

また 1979 年に、計画買付任務達成後の食糧を生産者が自由市場で販売することが、文化大革命期以降初めて正式に許可された。この時点では県外への販売は禁止されていたが、1983 年には農民以外の供銷合作社やその他商業組織の食糧流通への参加が許可され、県・省を越えた輸送・販売も正式に許可された。さらに 84 年には、その年の国家買付が開始されると同時に多様な流通機関の市場参入が許可され、計画買付任務達成以前に食糧市場が開放されることとなった(池上[1989, 80-81])。その結果、食糧の全国市場取引量は 1978 年の 250 万トンから 84 年には 835 万トンへと大幅に増加した(宋編[1998, 32])。

ただしこの段階では、依然として食糧の計画買付を主、市場調整を補とする政策が基本にあり、食糧価格調整政策と食糧市場の漸進的活性化が実行されるに留まった。従って、30 余年にわたる統一買付・統一販売体制自身の改革には触れられていない。他方、1984～85 年には野菜や豚、卵、水産物などの主要な副食品の割当買付制度(統一買付制度と並ぶ国家統制的な買付制度)が廃止され、ほぼ完全な自由流通となった⁶。

2 食糧契約買付制度の導入(1985～90 年)

改革開放後も維持されてきた食糧に対する統一買付・統一販売制度は、1985 年に大きな転機を迎えた。すなわち統一買付制度が廃止され、食糧の契約買付(「合同定購」)制度が導入されたのである。

契約買付とは、国营食糧部門と農民が自由意思によって播種季節前にその年に買い付ける(売り渡す)各食糧品目の数量、価格および基準品質に関する契約を結び、その契約にしたがって収穫後に買い付ける(売り渡す)方式のことである。契約買付の対象となる食糧品目は、米・小麦・とうもろこしと主産地の大豆のみであり、そのほかの食糧品目の流通については自由化された。契約買付価格は、それまでの統一買付価格よりも 35%程度高く設定されたが、統一買付任務達成後の超過買付価格に比べて 10%程度低くなっている(図 4 参照)。1984 年度の国家買付量のうち、7～8 割が超過買付価格による買付であったこと(Aubert [2000, 250])を考慮すると、1985 年の契約買付価格は、前年の買付価格に比べて実質的に引き下げられたと考えられる。また契約買付のほかに、協議買付制度が創設された。協議買付(「議購」)とは、農家が供出義務(契約買付)を達成したのちにおいて国营食糧部門が行う買付のことであって、価格は原則的には自由市場価格に準じ、それより低いとされた(池上[1994, 8-11])。

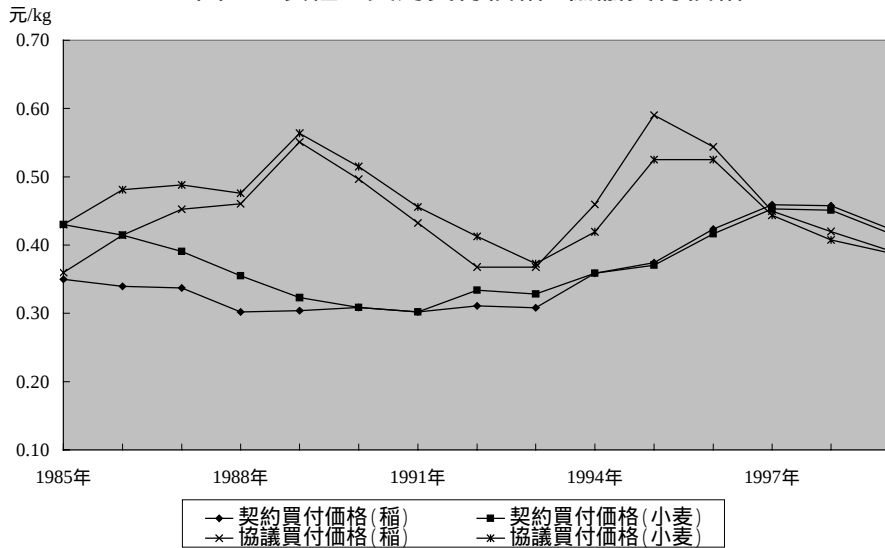
他方、1985 年の契約買付による計画買付量は 7900 万トン(貿易糧)であり、前年の統制買付量(統一買付量および超過買付量)の 1 億 149 万トンに

比べて、28%程度引き下げられている。この契約買付量は、都市住民への食糧配給量と等しい水準に設定された。すなわち、都市住民に対する食糧配給制度は維持されたのであり、食糧販売価格の引き上げもわずかな水準に止まった。そして配給以外の食糧買付は、市場をベースとした買付・販売によって担われるものとされた。

つまり契約買付制度導入の背景には、都市住民への食糧配給制度を維持しつつ、政府による計画的な食糧買付量を削減することで、食糧に対する逆ざや補填支出を抑制し、協議買付などの自由市場流通部分を増加させるという政策目標が存在していたのである。実際、1985年度の契約買付量は5961万トン（買付計画に対する達成率は75.5%）であり、前年度に比べて大幅に減少した。また図5の食糧等価格補填額の推移を見てみると、85・86年には名目額ベースで価格補填支出額が減少しており、財政支出に占める割合も10%未満に低下していることがわかる。

食糧買付価格の実質的な引き下げと、収益性の高い野菜・果物などの商品作物の流通自由化によって農民の食糧生産インセンティブ低下し、1985年の食糧作付面積は前年と比べて3.6%減少した。そして東北三省の台風水害などの自然災害とあいまって、1985年の食糧生産は2820万トン（対前年比6.9%減）の大幅な減産となった。食糧配給制度が実施されていた都市部では食糧小売価格がほぼ一定に保たれていたが、減産の影響で農村部では食糧小売価格が85年には前年比18%増、86年には同13%増と急騰し、契約買付価格と市場価格が逆転した。契約買付は市場価格よりも低い価格で実行されたため、契約買付は実質的に義務供出となった。こうして、政府が食糧流通の一部を行政的な手段によって直接管理して都市住民への食糧の安定供給を確保し、残りの部分は市場流通に委ねるという食糧の複線型流通システムが1986年に成立したのである⁷。

図6 食糧の契約買付価格と協議買付価格



(資料)『中国農業発展報告 2000』115～116 ページ。

1986 年以降も食糧買付価格は毎年引き上げられたが、価格引き上げは小幅なものに止まり、実質価格ベースではむしろ契約買付価格は下落している。主要食糧の契約買付価格（実質）と協議買付価格（実質）の推移は、図 6 に示されている。その図から明らかなように、稲（粳）・小麦において 1985 年から 90 年前後まで実質契約買付価格が下落していることがわかる。他方、市場価格に近い水準にある協議買付価格の動きを見てみると、実質ベースで大幅な上昇を示しており、契約買付価格との格差は広がってきている。

また表 6 では、商品化された食糧の数量、国营部門による契約買付量、および協議買付量の推移をまとめた。その表を見ると、1985 年度に国家買付全体の数量が大幅に落ち込むと同時に、非国营部門での食糧流通の比重が高くなっていることがわかる。しかしその後は、国家買付部門による買付数量が 9000 万トン台に回復する反面、契約買付量が国营部門買付全体に占める比重は低下していき、89 年度には 50%を下回った。その原因として、食糧買付における市場価格の上昇によって、政府部門は都市住民への配給用食糧を確保

するために市場価格に近い協議価格での買付を余儀なくされていたことが考えられる。ただしこの点については行政上の問題と関連している可能性があり、詳細は第3節で検討する。他方、1987年には契約買付による販売を奨励するため、化学肥料と農業機械用ディーゼル油の優遇販売や買付代金の前払いをするなどの政策が実施された。

表6 国営食糧部門の食糧買付の内訳

単位：万トン

	商品化食糧 合計	国家買付						統制買付 の対商品 化食糧比	国営食糧部門販売					
		統制買付		統制外買付		配給				協議販売				
		数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比		数量	構成比	数量	構成比		
1983年度	10,249	9,762	95.3%	9,006	92.2%	757	7.8%	87.9%						
1984年度	11,725	10,839	92.4%	10,149	93.6%	690	6.4%	86.6%						
1985年度	10,763	7,926	73.6%	5,961	75.2%	1,964	24.8%	55.4%						
1986年度	11,516	9,453	82.1%	6,221	65.8%	3,233	34.2%	54.0%						
1987年度	12,092	9,920	82.0%	5,692	57.4%	4,228	42.6%	47.1%	9,191	76.0%	6,523	71.0%	2,668	29.0%
1988年度	11,995	9,297	77.5%	4,915	52.9%	4,382	47.1%	41.0%	10,025	83.6%	6,708	66.9%	3,317	33.1%
1989年度	12,138	10,284	84.7%	4,886	47.5%	5,398	52.5%	40.3%	8,931	73.6%	6,484	72.6%	2,447	27.4%
1990年度	13,995	12,365	88.4%	5,181	41.9%	7,184	58.1%	37.0%	9,033	64.5%	6,557	72.6%	2,476	27.4%
1991年度	13,636	9,833	72.1%	4,682	47.6%	5,151	52.4%	34.3%	10,433	76.5%	7,438	71.3%	2,995	28.7%

(出所) 池上[1994, 14・16]、『中国国内市場統計年鑑1992』169ページ、『中国商業年鑑1992』131 - 139ページ。

(注) (1) 1983 - 1984年の統制買付は統一買付と超過買付の合計。

(2) 1985 - 90年の統制買付は契約買付。ただし1989年は委託代理買付、1989 - 90年は若干の契約買付以外の公定価格による買付を含む。

(3) 統制外買付は協議買付。ただし1989年は国家市場調整食糧用の買付243.6万トン、1990年は国家特別備蓄食糧用の買付2,809.9万トンを含む。

(4) 商品化食糧についてのみ暦年表示。

(4) 重量は「貿易糧」単位。

(5) 食糧年度(当年4月 - 翌年3月)。

さらに表6では、1987年度以降の国営部門による食糧販売量、配給量、協議販売(市場価格での販売)の数量、およびそれらの構成比が示されている。そこから明らかなように、配給量は毎年6500万トンの水準が保たれており、国営部門の販売量の約7割を維持している。この配給量は契約買付量を大幅に上回っており、契約買付分では配給分をまかないきれていないことが指摘できる。すなわち、契約価格よりも高い協議価格で購入した食糧を安価な配給価格で提供し、その差額を財政負担によって補填しているのである。実際、図5を見ると一旦減少した食糧等価格補填額が86年以降増加に転じ、財政支出に占める割合も10%近くまで上昇している。

1980年代後半に停滞していた食糧生産は、1990年から再び増産に転じ、1990年には対前年比9.5%増の4億4600万トンにまで達した。そのため、食

糧の市場価格の推移を示す協議買付価格（実質）は 89 年をピークに、90 年代初頭に大幅に下落していることがわかる（図 6）。食糧増産によって、80 年代後半の政府による契約買付食糧の「買付難」は払拭されたが、逆に農民の食糧「販売難」の問題を引き起こした。この「販売難」を解消するため、1990 年に政府は米・小麦・トウモロコシについて、市場価格よりも高い保護価格で無制限買付を実施した。この年の保護買付量は 2810 万に達しており、これは国家買付全体の 22.7%に相当する。そのため国家買付食糧全体の数量は、前年に比べて約 20%の大幅増となった。

そこで 1990 年 9 月には食糧備蓄局の設立が決定され（91 年 4 月に設立）保護価格によって買い付けた食糧をもとに食糧特別備蓄制度（「食糧専門備蓄制度」）が設立された。食糧特別備蓄制度の役割は、自然災害などに備える本来の意味での備蓄保持に加えて、備蓄食糧の放出・買付を通じて市場需給を間接的にコントロールすることにある。備蓄の対象となるのは米・小麦・トウモロコシであり、食糧特別備蓄制度が設立された 1990 年には、中央・地方政府によって 1750～2000 万トンの備蓄食糧の買入が実施され、農民の食糧販売難の緩和に貢献したという（宋編[1998, 38-39]）。このような保護価格での無制限買付政策を実施した背景には、政府における生産者保護政策への意識の高まりがあり、都市消費者重視の政策から農業生産者重視の政策への転換の先鞭と考えることができる。

さらに 1990 年以降、全国各地に食糧卸売市場が設立され、国家の直接統制の外にある食糧の地域間需給を間接的にコントロールする手段として利用されるようになった。具体的には、1990 年 10 月に唯一の中央政府所管卸売市場である中央食糧卸売市場が、河南省鄭州に設立され、省間の小麦流通の調整を主たる機能として担うこととなった。さらに、黒竜江省ハルビン、吉林省長春市、江西省九江市、湖北省武漢市、安徽省蕪湖市に地方政府が所管するトウモロコシ・米の卸売市場が設立された。食糧卸売市場の役割は単なる省間需給調整に止まらず、食糧価格をコントロールするための買入および売却をする場として利用された。ただし設立当初は、市場取引環境の未整備（鉄

道部門による食糧配送用貨車の分配が不十分、食糧売買に対する銀行融資が得られない、銀行間の決済ができない、取引量・取引価格など市場取引に対する様々な規制が存在)のため、卸売取引は全体的に低調であり、鄭州市場の成約・搬出量は河南省から省外に持ち出される食糧全体の1割強しか占めていなかった⁸。

3 食糧統一買付・統一販売制度の改革と「保量放価」政策(1991~93年)

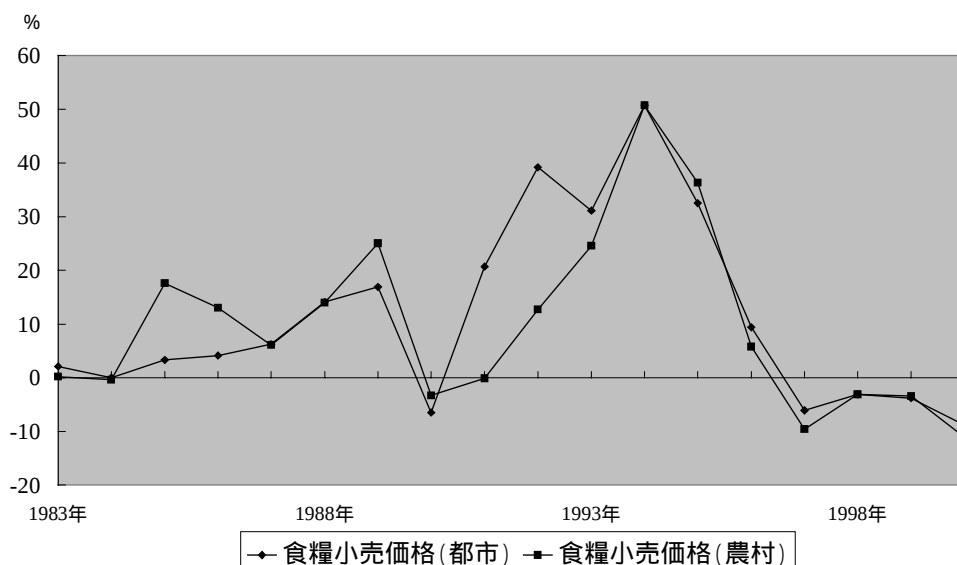
1990年前後から食糧生産が増産に転じ、政府は農民の販売難に対処するため、保護価格による無制限買付を実施した。その結果、食糧買付における逆ざや負担は再び増加し、政府としてはこの財政負担を軽減させるため、食糧流通改革を実施することが急務となった。

そのため、1991年から都市住民に対する食糧配給価格の大幅引き上げが実施された。食糧配給価格を引き上げることで、食糧買付価格との間の逆ざやを縮小し、価格補填に対する財政負担を軽減させることを目指したのである。1991年5月に主要食糧(小麦粉、米、トウモロコシ:中等級)の配給価格が50kgあたり10元引き上げられ、価格引き上げ率は68%にのぼった。さらに1992年4月には、平均で43%の食糧配給価格引き上げが行われ、1991~92年の累計で食糧配給価格は140%引き上げられた(『中国商業年鑑』I-2ページ)。このような大幅な配給価格の引き上げは1965年以来のことであり、中国食糧政策の大きな転換といえる。池上[1994, 22]によると、この配給価格引き上げによって食糧の自由市場価格と配給価格の格差は、従来の4:1程度から3:2程度まで縮まっており、一般に自由市場で販売される食糧の方が高品質であることから、市場価格と配給価格の格差はそれ以上に小さいという。

このような配給価格引き上げに対して、都市部では大きな混乱は発生しなかった。その理由として、配給価格の引き上げにともない、1991年に勤労者1人あたり1ヶ月6元、92年には5元の食糧価格手当が支給されたこと、

都市世帯の所得上昇と支出に占める食糧消費支出構成比が減少していたこと（92年時点で総支出額の6%程度）、自由市場を通じた高品質の食糧消費が普及していたため、都市部の食糧小売物価指数の上昇幅は、配給価格のそれと比較して小さく（図7参照）、食糧消費への影響が比較的緩和されていたこと、などが挙げられる。

図7 食糧小売価格の対前年変化率



（資料）『中国農業発展報告 2001』130 ページ。

食糧特別備蓄制度や食糧卸売市場を整備することによって食糧需給に対する間接的コントロール手段を獲得したこと、さらに都市住民の配給価格引き上げが混乱なく実施できたことをうけ、政府は食糧流通において画期的な政策を打ち出した。それは「保量放価」と呼ばれる政策であり、その具体的内容は以下の通りである（池上[1994, 23-25]）。

政府は一定規模の食糧買付（全国で 5000 万トン）を継続して実施す

るが、その契約買付を安価な公定価格での義務供出ではなく、自由市場価格によって買付を実施する。ただし市場価格が政府の定めた保護価格よりも下回った場合は、国营食糧企業が保護価格で農民から食糧を買い付ける。

都市住民に対する配給制度は、数量的には保留するが価格は自由化する（協議価格販売との区別がなくなる）。ただし市場価格が政府によって予め定められた最高限度価格を上回った場合、国营食糧商店が配給数量の範囲内については最高限度価格で販売する。

従来、中央政府が直接統制していた配給用食糧の省間における過不足分の調整については、各省の食糧部門が交渉によって売買契約を締結するか、食糧卸売市場を通して売買することとする。

この政策は 1992 年 4 月に広東省で全国に先駆けて実施され、1992 年 9 月 1 日には食糧価格を自由化した地域が全国 16 省・自治区の 408 県（全国の 19%）に達し、翌 93 年 8 月には全国 28 省・自治区・直轄市の 280 あまりの地区・市（全国の 83%）、1900 県（全国の 88%）が食糧価格の自由化を完了した。さらに同年 11 月には、チベットを除く 29 省・自治区・直轄市において、全国の 95%に相当する県でこの改革が実施された（池上[1994, 23]）。そして 1993 年以降、40 年にも及んだ都市住民に対する食糧配給制度も順次廃止された。

表 7 には、1988 年と 95 年の食糧に関する農家販売量と小売量と、その販売形態別構成比が示されている。それを見ると、88 年には小売段階において配給食糧が小売量全体の約 5 割を占めていたのに対して、95 年にはその割合はわずかに 7.7%と大幅に低下していることがわかる。すなわち、90%以上の食糧は自由市場やスーパー、国营の食糧商店（公定価格の配給食糧以外に自由価格の食糧も販売）で販売されており、1995 年時点で小売段階での自由化はほぼ完了しているといえる。

表7 食糧の買付・小売構成とその変化

単位：100万トン

	1988年		1995年	
総生産量	343.7		405.9	
農家販売量	120.0	100.0%	142.1	100.0%
食糧部門買付量	94.3	78.6%	90.8	63.9%
契約買付量	50.5	53.6%	45.8	50.4%
協議買付量	43.8	46.4%	45.0	49.6%
市場買付量	25.6	21.3%	51.3	36.1%
社会総小売量	135.2	100.0%	155.0	100.0%
都市配給量	67.7	50.1%	12.0	7.7%
市場販売量	67.5	49.9%	143.0	92.3%

(資料) 廬[1997, 56]。

(原注) (1) 社会総小売量 = 農家販売量 + 純輸入 + 政府在庫変動。

(2) 北京大学中国経済研究センター消費調査に基づく推計。

(注) (1) 市場販売には国営食糧部門による協議販売が含まれている。

(2) 重量は貿易糧表示。

この「保量放価」政策は、食糧特別備蓄制度と食糧卸売市場による食糧需給の間接的なコントロール手段を前提に実施されたものであった。そして、間接コントロールの財政的基盤を確保するため、食糧リスク基金(「糧食風険基金」)が1993年に設立された。食糧リスク基金とは、中央・地方政府の食糧価格支持・補填・借款を減らした財政資金をあてて設立された基金であり、その積立金は中央政府と地方政府で1.5:1の割合で負担することになっている。食糧リスク基金の機能は、市場で決まる食糧買付価格が保護価格(食糧買付価格が農業生産コストと食糧需給状況に基づき毎年1回確定される)を下回った場合、保護価格での買付を実際に行う国有食糧企業に対して、保護価格と市場価格との価格差補填を支出することにある。ただし、実際には価格差補填に必要な資金が十分に積み立てられておらず、名目上だけで実態が伴わない基金も数多く存在するという問題が、設立当初から存在していた(葉[1997,6])。

4 食糧価格の高騰と省長食糧責任制の導入（1994～95年）

「保量放価」政策による市場価格での食糧買付・販売は、政府の思惑通りには進まなかった。農業生産財価格の急激な上昇と、広東省を中心とする経済発展地域における食糧減産によって広東省の米価は高騰し、それを契機に1993年11月以降、全国の食糧価格は急騰した。1994～95年の食糧価格の高騰は図7でも確認でき、1994年には都市・農村の双方で食糧小売価格が対前年比50%以上の上昇を示した。

そのため、1994年に義務供出としての契約買付が復活し、契約買付価格も市場価格に依拠するのではなく、1993年の保護価格を40%引き上げた公定価格に変更された。契約買付による買付量は5000万トンのままであったが、政府による食糧価格コントロール能力を高めるため、さらに協議価格での4000万トンの食糧（貿易糧）買付目標が設定された。それによって、全流通食糧の70～80%を政府部門で買い付けることが計画された（実際の買付量は8900万トン）。さらに国有食糧企業による買付を優先的に実施するため、県を単位として契約買付完了前に食糧市場を開放しないこと、消費地の食糧企業による食糧主産地農村からの食糧直接購入を禁止し、県以上のレベルの食糧卸売市場から購入しなければならないことが決められた（葉[1997, 5]）。

1994～95年の食糧価格の高騰は、必ずしも食糧生産の絶対量の減産（対前年1139万トン減産）によるものだけではない。むしろ地域市場封鎖による南北地域での食糧需給不均衡の発生や、この機を利用して累積債務の解消を図る国有食糧企業や民間商人による投機的行動（売り惜しみ）などによることが大きい。また、政府は食糧価格上昇をコントロールするため、1993年末から95年9月までに2000万トン以上の備蓄食糧の放出を行ったが、食糧価格高騰の抑制には不十分であった（Aubert [2000, 256-257]）。

供出義務となった契約買付による食糧確保を実現するために、1994年から96年にかけて契約買付価格の引き上げが実施された。図6を見ると、1994年から米・小麦の契約買付価格が実質ベースで上昇していることがわかる。

しかし契約買付価格は、依然として市場価格に準じる協議買付価格を下回る水準に位置しており、農民の契約買付販売へのインセンティブを高めるのに十分とはいえない。だが 80 年代後半の食糧需給が逼迫していた時期は、契約買付価格がほとんど引き上げられておらず、実質ベースではマイナスであった。それと比較すると、1994 年以降の契約買付価格引き上げの動きは、生産者保護を重視した農業政策への転換の 1 つの表れと見なすことができる。

他方、市場価格の高騰は食糧価格補填額の削減に貢献した。つまり政府は、安価で購入した契約買付食糧の一部を市場価格で販売することで、食糧に対する価格補填額を縮小させることが可能となったのである。図 5 を見ると、1994 年の食糧等価格補填額は絶対額で前年のそれを 1 割程度下回り、対財政支出構成比も 3.5%と前年のそれに比べて 1.3%も低下している。その傾向は 95 年にも引き続き観察される。

さらに、省内での食糧需給の均衡化と食糧市場の安定化を目的に、省長食糧責任制（「米袋子省長責任制」）が 1995 年から正式に導入された（雛形は 93 年から存在）。その具体的な内容は、食糧作付面積を安定させ、反収・食糧生産量増産を実現する、市場管理を強化し、中央によって下された契約買付任務、在庫任務、備蓄食糧買付計画や地方政府によって決定された市場買付計画を順守する、国家规定に基づいて地方食糧備蓄とリスク基金制度を建設し、当地における食糧市場に対して有効な調整・管理を実施できるようなシステムを設立する、食糧主産地の省では、国家が規定する省間食糧調整任務を遂行すると同時に、食糧商品化率を高める。他方自給自足ができない省は、輸入計画と調整を行うとともに食糧自給率を高めて食糧の市場供給と価格安定化を確保する、などに整理される（『中国農業発展報告 1996』64～65 ページ、宋編[2000, 90-91]）。

すなわち、省長食糧責任制とは、各省の食糧需給に関して各省長の責任において問題が生じないように管理する制度のあり方の総称である。この政策の背景には、1994・95 年の東南地域における食糧減産と、それを起因とする食糧需給の不均衡による食糧価格高騰が存在するのである。特に沿海地域な

どの非農業部門が急速に発展する地域において、農地の工業用地などへの転用を抑制して食糧生産を維持させると同時に、食糧消費地での需給逼迫を緩和できるよう、政府による間接コントロール手段を強化することに力点が置かれている。

5 食糧余剰発生期（1996～99年）

一時低迷していた食糧生産は1995年から再び増加に転じ、1996年には対前年3800万トン的大幅増産となり、中国の歴史上初めて食糧生産量が5億トンを超えた（図1参照）。97年には若干生産量が低下したが、98年には再び生産量が5億トンを回復している。そのため、1994・95年に高騰していた食糧の市場価格は96年から急落した。図6を見ると、97年頃に契約買付価格と協議価格（市場価格）がほぼ同じ水準になっていることがわかる。契約買付価格は、食糧増産を促進するために97年まで毎年引き上げられており、98年以降は契約買付価格が市場買付価格を上回る逆転現象が発生している。

そこで政府は、まず国家特別備蓄食糧を大幅に積み増すことを決め、1996年度で2080万トン（前年度はわずかに200万トン）の買付を実施した。さらに国務院は1996年11月に通知を出し、買付面での食糧市場価格が契約買付価格よりも低い場合には、地方政府は契約買付価格の水準を参考にした保護買付価格を定め、その価格で食糧を無制限に買い付けるよう指示した。1996年度の国営食糧部門の食糧買付は、前年度より2410万トン多い1億1850万トンに達したが、増加の大部分は国家特別備蓄食糧買付であり、保護価格買付分は250万トンにとどまった（池上[1998, 73-75]）。

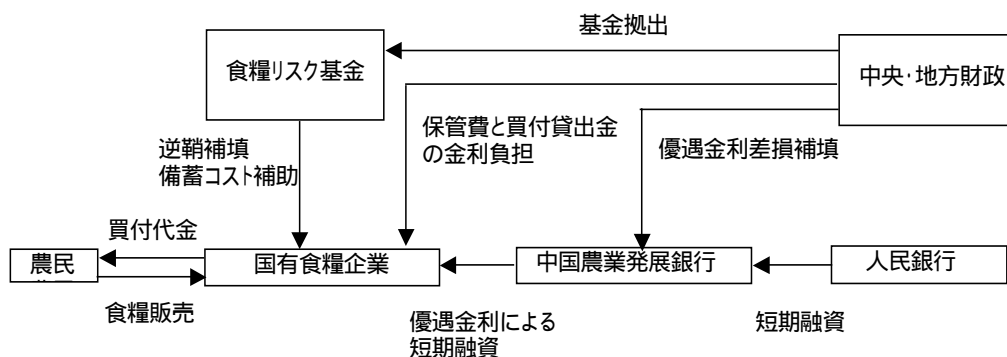
また国務院は、1997年7月に全国食糧買付販売工作会議を開催し、保護価格による買付を促進するために以下の方針を決定した。各地でばらつきがあった保護価格について、契約買付価格を基準に全国で統一し、その価格に基づいて無制限買付を実施する、国有食糧部門が保管する買付食糧の過剰在庫分について、政府が利息と保管費を負担する、過剰在庫分の食糧買付

金額の利子補填については、品種や買付時期に応じて計算し、保管費用については毎年 1kg あたり 0.06 元負担する（葉[1997, 7]）。

保護価格での大規模な買付を実施した結果、全国の食糧備蓄は過去に例がない水準にまで上昇した。1997 年 11 月末時点で、国家特別備蓄量は 2340 万トン増加して 6440 万トンに達し、商業性在庫も 1670 万トン増の 5650 万トンとなった。そのため、食糧倉庫からあふれた食糧が倉庫の外で野積みされる行為も頻繁に行われた。また食糧系統の赤字は約 400 億元増加し、累積未処理赤字は約 1000 億元まで上昇した（中国農業専門家論壇[1998, 5・9]）。

一方、食糧買付に関わる資金の流れは図 8 によっており、中央政府と地方政府が逆ざや補填、備蓄費用、拠出金など様々な形で費用を負担する構造になっている。1997 年には、中央政府は国家特別備蓄の保管費と買付貸出金の金利に 170 億元、食糧リスク基金への拠出に 40 億元を負担した（李[2001, 5]）。また食糧等価格補填に関する財政負担は急増し、図 5 で見ると食糧等価格補填額は 1997 年には 413 億元にのぼり、対財政支出構成比も 4.5% まで上昇している。

図 8 食糧買付に関わる資金の流れ



（資料）国際協力事業団基礎調査部[1998, 53]（一部修正）。

さらに 1998 年には、食糧生産が対前年比 3.7%増の 5 億 1230 万トンと 5 億トン台に回復した。そこで政府は相次いで政策を打ち出し、食糧流通改革に取り組んだ。1998 年の食糧流通改革政策（「糧改」）の内容とその評価は、池上[1999]で詳細に分析されている。そのため本稿では、重要な点に限定してまとめていく。

1998 年以降の食糧政策の基本的な方向性を定めたものとして、1998 年 5 月に国务院から公布された「食糧流通体制改革の一層の深化に関する決定」と同年 6 月に公布された「糧食買付条例」がある。この「決定」と「条例」の基本原則は、「4 つの分離と 1 つの完全化」（「四分開、一完善」）、すなわち食糧流通における政府（政策）と企業（経営）の分離、中央政府と地方政府の責任の分離、備蓄と経営の分離、新旧の債務勘定の分離、そして食糧価格決定における市場メカニズムの強化にある。また「4 つの分離と 1 つの完全化」の原則をさらに押し進めた政策原則として、「3 つの政策と 1 つの改革」（「三項政策、一項改革」）がある。3 つの改革とは、農民の余剰食糧の保護価格による無制限買付、国有食糧企業の「順ざや」での食糧販売、食糧買付資金の封鎖的利用（多目的への流用禁止）のことであり、1 つの改革とは国有食糧企業の改革であり、自主経営と独立採算性導入によって市場競争力を高めることである。

これらの政策と関連して特に注目すべき点は、農村部での食糧買付は国有食糧企業の独占とし、私営商人や非国有食糧企業の農村・農家からの直接買付を厳禁し（一部の認可企業を除く）、県以上の食糧市場からの購入を義務づけた点である。1995 年時点で、国有食糧企業は農家販売食糧全体の 3 分の 2 程度を買い付けており、その比重は 80 年代から徐々に低下してきた（表 7 参照）。残りの 3 分の 1 は供銷合作社などの諸企業、精米所・製粉所などの食糧加工企業、中小の仲買人によって担われてきた。この政策では、このような企業・商人による農村レベルでの買付を禁止し、国有食糧企業による保護価格での独占的買付を実施する反面、県レベル以上では自由な食糧市場での取引を依然として容認している。すなわち、農村レベルの食糧流通の直接統

制と、県レベル以上での市場流通が混在するという矛盾した原理を孕んだものとなっている⁹。

農村レベルでの市場を封鎖することで、自由市場取引自体をなくして国有食糧企業の独占にするが、その際には買い手独占モデルが示すような買付価格引き下げが実施されないように統制する。さらに農村レベルでの買付が独占されたことで、食糧流業者や食糧加工企業は国有食糧企業が提示する価格に基づいて食糧購入を余儀なくされる。その意味でこの政策は、農民からの保護価格での買付と、買付を行う国有食糧企業の順ざやでの食糧販売を同時に実施することを目指したといえる（池上[1999, 96-99]）。

しかし池上[2000, 82]が的確に指摘するように、広大な農村を臨機応変に走りまわる膨大な数の私営商人や、村々に存在する小規模な精米所・製粉所の活動を完全に規制することは不可能であった。実際、政府部門による 1998 年度の食糧買付量は 9605 万トンであり、1996 年度に比べて 2245 万トン減少している（『中国農村発展報告 1999』52 ページ）。さらに保護買付圧力を弱めるため、地方政府が民間企業・商人による農民からの直接買付を黙認したり、「圧級圧等」と呼ばれる買付価格・買付等級の不当な引き下げが行われたり、食糧買付所での買付拒否などの行為が様々な地域で行われていた（李[2000]、何・韓[2000]）。そのため、農村の実態にそぐわない国有食糧企業による農村・農家からの独占買付政策は、その後修正を求められていく。

6 食糧流通自由化の再促進（1999 年～）

1999 年以降に打ち出された食糧流通政策は、基本的に 1998 年の「決定」「食糧買付条例」のスローガンである「3 つの政策と 1 つの改革」（「三項政策、一項改革」）に沿ったものであり、その方向性を一層強化する形がとられている。

食糧流通政策に関する 1999 年以降の主要な公報としては、国務院「食糧流通体制改革政策措置を一層完全化するための通知」（1999 年 5 月）とその「補

充通知」(1999 年 10 月) 国務院弁公庁「一部の食糧品種を保護価格買付範囲から除外することに関する通知」(2000 年 2 月) 国務院「食糧生産と流通に関連する政策措置を一層完全化させることに関する通知」(2000 年 6 月) 国務院「食糧流通体制改革を一層深化させることに関する意見」(2001 年 7 月) などが挙げられる。それらの公報に共通する政策としては、農業・食糧生産構造の戦略的調整、保護価格による農民の余剰食糧購入、食糧リスク基金の規模拡大、国家食糧倉庫の拡充、食糧買付チャネルの拡大、国有食糧企業の改革促進などが挙げられる。

ただし興味深いところは、幾つかの具体的な政策において、1998 年の政策路線よりも現状を追認し、食糧流通の自由化・市場化に一層踏み込んでいる点である。具体的には、第 1 に保護買付対象の食糧品種範囲が縮小されてきたことが挙げられる。2000 年の新食糧年度(4 月)から、黒竜江省、吉林省、遼寧省、内蒙古自治区東部、河北省東部、山西省北部の春小麦と南方の早稲インディカ米、そして江南の小麦を保護買付対象から除外し、長江流域及び長江以南地区でのトウモロコシを保護買付の対象から除外することが認められた。さらに 2001 年の食糧年度から、山西省・河北省・山東省・河南省などの地区におけるトウモロコシ・稲を保護買付の対象範囲から外すことを認め、具体的な範囲については省レベルの人民政府が実情に鑑みて決定できるようになった。その結果、保護買付の主要な食糧品種としては、南方の中・晩稲、東北地方・内蒙古東部のトウモロコシ・稲、黄淮海・西北地区の小麦などに限定された¹⁰。このように保護価格による買付対象品目を縮小することで、保護買付に対する財政負担を削減させると同時に、優良食糧品種への転換を促進することを目指している。

そして第 2 に、契約買付価格と保護価格の一本化が行われたことである。1998 年の食糧流通改革で、それまで市場価格と独立に決められていた契約買付価格が、保護価格を基準に設定されるようになった(池上[1999, 92-93])。さらに 99 年には、国務院「食糧流通体制改革政策措置を一層完全化するための通知」において、契約買付制度を維持することを前提に契約買付価格を各

地域で調整することが許可され、市場価格が低いときには契約買付価格を保護価格まで引き下げてよいことが明記されている。そのため、多くの省で契約買付と保護買付の一本化が可能となり、市場価格よりも高く設定されている契約買付価格での買付の負担が軽減された（池上[2000, 85-86]）。

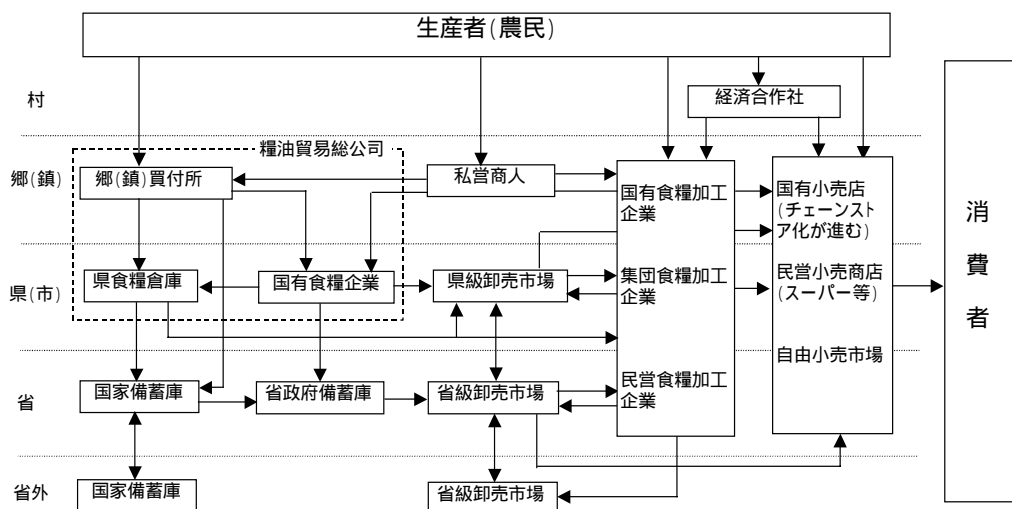
第3点目として、食糧買付におけるチャネルが拡大されたことである。1998年の食糧流通政策では、企業・商人による農村レベルでの直接買付を禁止し、国有食糧企業による保護価格での独占的買付を実施する規定が存在したが、効力は非常に低かった。そこで1999年には、農業産業化の主体である農村部のリーディング企業（「竜頭企業」）や、飼料生産企業に対して農村レベルでの直接買付が許可された。さらに2000年には、食糧買付・販売ルートの一層の拡大がうたわれ、省・市レベルの工商局から認可を受けた食糧加工企業による農民からの直接買付が許可・奨励された。同時に農民自身による自由市場を通じた販売や、私営商人・食糧加工企業による農村自由市場や卸売市場での販売が許可された¹¹。また黒竜江省では、食糧買付に対する民間企業や経営者の参入を促すため、資格条件の引き下げ（資本金規模を50万元から10万元に引き下げ）と審査処理手続きの簡素化（食糧管理部門による審査費用の免除）などの政策が打ち出されている（『農民日報』2001年11月22日）。

最近の中国食糧流通に関する概略は、図9にまとめてある。農家からの食糧販売ルートでは、食糧買付への参入緩和によって、私営商人や民間食糧加工企業などへの販売や小売店に対する直接販売などの比重が高くなってきている。

そして第4点目は、食糧消費地における食糧買付の完全市場化が明記されたことである。国務院「食糧流通体制改革改革を一層深化させることに関する意見」（2001年7月）では、浙江省、上海、広東省や北京・天津などの経済発展が進展する沿海部の食糧消費地について、食糧買付価格を完全に市場化することを認めている。同時にそれらの地域には、省長食糧責任制に基づいて食糧供給の保証と食糧市場の安定化に努めることを求めており、消費量の6ヶ月分の食糧備蓄を省レベルで確保することや、食糧主産地との安定的

な食糧流通関係を確立するよう規定された。他方、食糧主産地では引き続き「3つの政策と1つの改革」を実施し、農民の余剰食糧の保護価格での買付を行うことが義務づけられている。

図9 食糧流通ルートのご略



(資料) 牧田[1997, 106] (2001年11月の現地調査のヒアリング結果に基づき一部修正)。

最後の第5点目として、食糧備蓄や食糧リスク基金など流通市場自由化を間接的に統制するメカニズムが強化された点である。2001年には、中央レベルのマクロ・コントロール能力を強化させるため、中央備蓄食糧規模を7500万トンに拡充することが提唱された。具体的には、2001年に1000万トン規模の国家食糧庫を新たに建設することや、中央備蓄管理業務に対する指導の強化と垂直的管理体制の健全化が提起されている。

それと関連して、食糧の需給管理と輸出入計画などを担当していた国家発展計画委員会の食糧コントロール弁公室(「糧食調控弁公室」)と、同委員会の外局で国家食糧備蓄局の食糧備蓄政策等に関する部局が合併され、2000年に国家発展委員会の外局として、国家糧食局が新設された。国家糧食局とは、

国家発展計画委員会の委託のもと、全国の食糧流通のマクロ・コントロール、食糧自給バランス、食糧流通の中長期的計画、輸出入計画と買付・販売、中央備蓄食糧の買付・放出などに関する政策提言を行うとともに、食糧流通と中央備蓄食糧の法律・法規の立案と執行の監督を担当する行政機構である。また国家食糧備置局のうち、国家糧食局に移行しなかった部局と、国家食糧備蓄局に所属していた企業の一部が合併し、大型の国有企業である中国備蓄食糧管理総会社が設立された。この総会社は、国家の政策・計画・指令に基づき、中央備蓄食糧の買付・保管・輸送・販売・輸出入を行うとともに、国家糧食局の業務指導を受ける（池上[2000, 65-70]）。

以上のような食糧流通政策によって、幾つかの面について一定程度の成果があがっている。例えば、1999年1～8月の国有食糧企業の赤字は1998年同期と比較して291億元削減され、順ざやによる食糧販売量も1999年4～8月には6720万トンに達し、前年同期と比較して1980万トン増加している。また食糧買付資金の封鎖的利用（多目的への流用禁止）に関しても、中国農業発展銀行からの食糧買付用貸出額と国有食糧企業の在庫食糧価値が基本的に一致するなど、厳格に実施されている（李[2001, 10]）。

しかしこのような食糧流通の市場化・自由化に向けた動きは、必ずしもスムーズに進展しているわけではない。食糧消費地では食糧買付の完全自由化が打ち出される反面、食糧主産地では保護価格による買付が政策的には依然として堅持されている。しかし食糧主産地は、概して経済発展水準が比較的遅れている地域が多く、保護価格による買付を実施する財政的基盤が弱いという問題がある。

さらに国有食糧企業に関しては順ざやによる販売を義務づけられたため、保護価格で買い付けられた食糧の多くが販売できず、食糧倉庫で眠った状態にある。これらの備蓄のうち、国家備蓄・地方備蓄・超過備蓄（企業の合理的な回転備蓄を上回る備蓄量）に関しては、中央政府や地方政府によって保管費用と食糧買付資金の利息が負担されるため、国有食糧企業は積極的にこれらの在庫を販売しなくなるというモラルハザードの問題が発生している

(冀 [2001, 5-6])。しかし保管期間が長くなれば、それだけ食糧の品質は劣化し、順ざやで販売するための計算上の販売価格もより高くならざるを得ない。そうなれば実際の販売は一層困難となり、販売できないのであれば中国農業発展銀行からの融資を返済することができず、最終的な負担は財政部門が負わなくてはならなくなる。

他方、保護買付対象の食糧品種を限定することで、政府部門の買付負担は軽減されるが、その反面、流動性制約に陥りがちな低所得農家では作付品種の調整がスムーズに行えず、農業経営収入が大幅に低下してしまう危険性がある。実際、農村における低所得世帯は天候不順や価格変動などのリスクに対して脆弱であり、農村信用合作社などの金融機関から借入を受けることが困難である。そのため、所得水準の低い農家は、作目転換や資本投資などを実行しにくいという問題が様々な研究で指摘されている¹²。

また中央レベルや省レベルでは、食糧流通に関する政策と経営の分離は完了している。しかし県レベルでは、名前こそ糧食局と糧油貿易総公司に分かれているが、実態的には同一のケースが一般的である。この場合、実際の食糧買付・備蓄・加工・販売を行っている糧油貿易総公司の総経理を、糧食局長がしばしば兼任しているという(池上[2000, 69])。すなわち、末端レベルでは行政と経営の癒着構造が維持されており、国有食糧企業の改革を阻む要因になっている可能性がある。

このように食糧生産は中国農業の根幹であるため、農村の経済構造や農民の社会的・経済的生活など様々な面と直結しており、それだけ食糧流通制度の改革は根深い問題である。従って、食糧流通政策を考察する場合、中国食糧流通全体の様態や中央政府による政策決定の内容に注目すると同時に、個々の具体的な問題に対する分析の積み重ねが不可欠である。そこで次節では、特に農家経営に焦点を絞り、食糧流通政策の変遷による農家への影響を検討していく。

第3節 農家調査による農家の食糧生産・販売状況

前節では主としてマクロデータを参照しながら、1978年以降の食糧流通政策の変遷と経済全体への影響をまとめた。本節では農家に焦点をあて、食糧流通政策の変容が農家の農業経営や食糧販売に対してどのような影響を与えたのかという点を、既存研究に基づいて整理する。

中国の食糧流通に関する研究は、マクロ的な研究や政策論的分析が多い反面、食糧流通に関して農家レベルに踏み込んだ研究の数は、非常に限られている。農家の食糧流通に関する調査の一覧表(表8)で示されているように、主たる調査・研究として5つのものが存在する。ただし調査年や調査対象に明らかな違いがあるため、それらの調査結果を単純に並べて比較することはできない。そこで本稿では、まず調査対象世帯が最も多く、かつ調査期間が最も長い固定観察点調査の集計結果を利用して、農家の食糧経営・食糧販売の実態を概観する。そして1993年前後の調査結果(池上[1997a])に基づいて、当時の農家の食糧販売状況について検討する。最後に齊[1999]を利用して、1998年前後の生産者保護主義的な食糧流通政策の実態について議論する。

1 固定観察点調査データによる農家の食糧生産・販売行動

固定観察点調査とは、中国農業部農村経済研究センター(Research Center for Rural Economy)によって1992・94年を除く1986年から2000年まで毎年実施されている農村世帯の定点観測調査である。調査対象は30地区・約300県の農村世帯であり、調査世帯数は毎年2~3万世帯に及ぶ¹³。本稿では、この調査結果をまとめた中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室[2001]を利用して、特に1990年代における農家の食糧生産・販売状況について見ていく。

表 8 農家レベルの農産物流通に関する調査一覧表

調査対象年	調査概要	資料
1988年	固定観察点調査の調査村から、食糧生産中心地の155ヶ村を選択して「糧食專題調査」(食糧生産・販売、約13,000農家)を実施。集計結果のみ公開	中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室編[1992, 392-429]
1991～1992年	安徽省天長県、河南省商丘県、山東省安丘県、湖南省永興県から各一つの行政村を選択し、各村毎に約100世帯の農家を抽出して調査。農家の食糧販売の類型化と農民意識との関係进行分析	池上[1997]
1993～1994年	中国農業部政策体改法規司・アデレード大学共同の農家農業経営調査(食糧販売に関する調査項目を含む)。5省(広東省・吉林省・広西省・四川省・山東省)・20県・104村・1017農家が調査対象	Cheng[1997]、王[1996]
1998年	吉林省磐石市から4つの行政村を選択し、そこから48世帯を無作為抽出(抽出率3.3%)。食糧販売に関する農家調査を実施。	斉[1999]
1986～1999年 (92・94年を除く)	中国農業部による全国の約2万世帯(農村住戸)に対する定点観測調査(固定観察点調査)。食糧作物の生産量と販売方式別の販売量・収入額などを調査。	中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室[2001]

(出所) 著者作成。

表 9 固定観察点調査データによる農家の食糧生産・販売構成

	総作付面積(畝)	食糧作付面積(畝)	食糧作付比率	食糧生産量(kg)	食糧商品化率	契約買付の対商品化食糧比
1986年	12.1	9.9	81.8%	2,477	33.6%	n.a.
1987年	11.9	9.8	82.1%	2,587	32.5%	60.8%
1988年	12.1	9.8	81.2%	2,419	30.8%	62.9%
1989年	11.9	9.7	81.9%	2,537	32.7%	55.8%
1990年	11.1	8.9	80.5%	2,645	32.0%	51.9%
1991年	11.5	9.2	79.6%	2,542	35.7%	50.6%
1992年	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1993年	10.9	9.0	81.8%	2,469	33.3%	35.8%
1994年	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1995年	10.5	8.6	81.2%	2,526	37.3%	40.1%
1996年	10.4	8.6	82.1%	2,649	35.5%	40.8%
1997年	10.2	8.3	81.6%	2,467	39.6%	34.3%
1998年	10.3	8.4	81.6%	2,662	42.8%	30.6%
1999年	10.5	8.5	80.9%	2,521	41.5%	24.9%

(資料) 中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室[2001]。

(注) (1) 1992年・94年は調査が実施されていない。

(2) 1畝 = 6.67a、15畝 = 1ha。

(3) 1986年には契約買付量が調査されていない。

(4) 数値は世帯あたり平均値である。

表9では、1986年から99年までの農家の食糧生産の概況が示されている。まず作付面積を見ると、1986年から次第に総作付面積が低下してきていることがわかる。それに合わせて食糧の作付面積も低下しているが、全作付面積に占める食糧作物の比重はほぼ80%を維持している。また食糧生産量についても、世帯あたり2500kg前後で安定している。他方、食糧販売量では1986年の833kgから毎年増加する傾向を示しており、98年には1000kgを超えている。そのため、食糧商品化率は86年の33.6%から98・99年には40%を超える水準まで達しており、食糧の商品化がこの15年で大きく進んでいることが確認できる。

また商品化食糧に対する契約買付量の比率を見ると、「保量放価」政策が全国に普及した1993年を除き、1987年の60.8%から年々低下している。ここで注目すべきは、表6のマクロデータによる契約買付の対商品化食糧比と、固定観察点調査データのそれとの乖離である。比較可能な1987～91年で見ると、固定観察点調査における商品化食糧に対する契約買付のシェアが、マクロデータのそれと比較して1～2割程度高くなっていることがわかる。その理由としては、まず統計的誤差(マクロデータは商品化食糧データのみ暦年で、その他のデータは食糧年度である点や定点観測による固定観察点調査の標本誤差や標本劣化など)が考えられる。また一部の地方政府が、本来は農民にとって任意であるはずの協議買付を契約買付に上乘せし、農民に強制的に割り当てる行為が行われている可能性がある。この問題については、1993年前後の事例研究紹介のところで再び検討する。

次に、食糧生産の商品化状況や契約買付販売の負担に関して、地域差や所得階層で格差が存在するのかどうかを検証する。そこで1993年以降のデータを利用して、地区別・所得分位別に農家の食糧生産・販売状況を整理した(表10参照)¹⁴。まず地区別集計結果を見ると、中部地区で食糧生産量・食糧商品化率ともに高いことがわかる。中部地区には黒竜江省、吉林省、湖北省、湖南省など中国の食糧主産地が含まれており、そのため生産量・商品化率ともに高い水準にある。

表 10 固定観察点調査データによる食糧生産量、商品化率、及び契約買付比率

(1) 地区別

		全国	東部	中部	西部
1993年	食糧生産量(kg)	2,469	1,875	3,054	2,478
	食糧商品化率	33.7%	28.3%	42.8%	23.8%
	契約買付量 / 商品化食糧	35.8%	35.1%	35.4%	37.8%
1995年	食糧生産量(kg)	2,526	1,875	3,392	2,174
	食糧商品化率	37.3%	34.0%	44.4%	25.2%
	契約買付量 / 商品化食糧	40.1%	37.3%	40.2%	44.4%
1996年	食糧生産量(kg)	2,649	2,083	3,441	2,293
	食糧商品化率	35.5%	34.4%	41.8%	23.2%
	契約買付量 / 商品化食糧	40.8%	35.5%	42.1%	45.7%
1997年	食糧生産量(kg)	2,467	2,012	3,087	2,186
	食糧商品化率	39.6%	40.3%	45.0%	27.0%
	契約買付量 / 商品化食糧	34.3%	29.1%	35.6%	40.0%
1998年	食糧生産量(kg)	2,662	2,275	3,248	2,328
	食糧商品化率	42.8%	44.9%	48.8%	28.8%
	契約買付量 / 商品化食糧	30.6%	22.4%	35.5%	30.2%
1999年	食糧生産量(kg)	2,521	2,095	3,182	2,142
	食糧商品化率	41.5%	47.4%	45.6%	25.1%
	契約買付量 / 商品化食糧	24.9%	20.4%	27.3%	26.8%

(2) 所得分位別

		第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
1993年	食糧生産量(kg)	2,004	2,594	2,872	2,843	2,041
	食糧商品化率	23.8%	29.7%	33.9%	36.4%	44.5%
	契約買付量 / 商品化食糧	40.5%	38.9%	35.6%	34.6%	32.0%
1995年	食糧生産量(kg)	1,901	2,515	2,820	3,007	2,391
	食糧商品化率	27.2%	32.8%	37.7%	42.2%	43.7%
	契約買付量 / 商品化食糧	45.3%	43.6%	41.0%	38.2%	36.2%
1996年	食糧生産量(kg)	1,994	2,596	3,031	3,179	2,444
	食糧商品化率	26.5%	30.1%	36.3%	38.6%	43.6%
	契約買付量 / 商品化食糧	40.8%	45.0%	41.9%	39.8%	37.6%
1997年	食糧生産量(kg)	1,868	2,564	2,770	3,009	2,124
	食糧商品化率	29.1%	35.6%	40.7%	43.2%	46.8%
	契約買付量 / 商品化食糧	38.0%	34.3%	31.7%	35.2%	34.3%
1998年	食糧生産量(kg)	2,158	2,658	2,962	3,219	2,350
	食糧商品化率	25.9%	38.8%	43.0%	51.3%	51.7%
	契約買付量 / 商品化食糧	35.0%	41.3%	29.9%	26.1%	25.8%
1999年	食糧生産量(kg)	1,978	2,731	2,860	3,148	1,911
	食糧商品化率	39.0%	38.7%	40.1%	41.7%	50.2%
	契約買付量 / 商品化食糧	28.3%	26.7%	21.1%	23.5%	26.5%

(資料) 中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室[2001]。

(注) (1) 価格は収入額を販売量で割った事後的な販売価格である。

(2) 1994年は調査が実施されていない。

(3) 数値は世帯あたり平均である。

(4) 市場販売には保護価格による販売も含まれる。

他方、東部地区・西部地区の食糧生産量は同水準にあるが、商品化率に大きな違いがある。自然条件が厳しい西部地区では食糧商品化率が25%程度に止まり、極めて自給的な食糧生産に依存する構造が窺える。一方、所得水準が比較的高い東部地区では、食糧商品化率は93年の28%から99年には47%と急激に上昇しており、市場での販売を重視した食糧生産が行われていることがわかる。

また商品化食糧に対する契約買付販売比率を見てみると、1997年まで西部地区が最も高く、東部地区が一貫して一番低くなっている。この点については、食糧の契約買付価格と市場販売価格を計算した表11と合わせて考察すると非常に興味深い。すなわち、食糧価格が高騰した1995・96年の西部・中部地区では、契約買付比率が40%を超える水準まで上昇しているのに対して、東部地区では比較的低い水準を維持している。他方、市場価格が契約買付価格を下回った1997・98年以降は、すべての地区で契約買付販売比率が低下しており、特に西部地区における低下が著しい。

この点から、経済発展水準が低い西部地区では、食糧価格上昇による収入増加の恩恵を十分に受けていない反面、1997年以降の食糧価格下落時には、安価な市場価格や保護価格での販売を余儀なくされている構図が浮かび上がってくる。ただし、ここで利用しているデータは事後的な食糧販売価格であるため、品種・等級の違いによってこのような結果がでている可能性も十分あり得る。そのため、この結論に関して若干の留保が必要である。

さらに所得分位別の集計結果を見てみると、世帯あたりの食糧生産量は第3・4分位が最も多く、両端の分位に進むにつれて食糧生産量は少なくなるという構造が存在することがわかる。これは、一方では高所得世帯の兼業化・非農家化が進展しているのに対して、他方では低所得世帯において、最低限の食糧生産・販売をまかなうのに精一杯の限界的な農業経営が行われていることによるものと考えられる。そのことは、食糧商品化率と所得分位との間に正の相関があることから窺える。

表 11 固定観察点調査データによる契約買付価格と市場販売価格の推移

単位：元/kg

	全国		東部		中部		西部	
	契約買付	市場販売	契約買付	市場販売	契約買付	市場販売	契約買付	市場販売
1993年	0.67	0.92	0.71	0.88	0.66	0.96	0.65	0.82
1994年	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1995年	1.08	1.66	1.23	1.75	1.01	1.60	1.14	1.78
1996年	1.37	1.51	1.47	1.58	1.34	1.52	1.35	1.70
1997年	1.37	1.37	1.42	1.30	1.35	1.41	1.34	1.35
1998年	1.22	1.21	1.36	1.31	1.14	1.17	1.33	1.12
1999年	1.00	1.10	1.16	1.11	0.87	1.05	1.21	1.26

(資料) 中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室[2001]。

(注) (1) 価格は収入額を販売額で割った事後的な販売価格である。

(2) 1994年は調査が実施されていない。

また販売食糧に占める契約買付販売量の比率を見てみると、年次によって若干のずれはあるものの食糧商品化率とは逆に、契約買付の対商品化食糧比と所得分位との間には負の相関があることが指摘できる。さらに地区別集計の結果と同様、市場価格が高騰している 1995 年前後には、低所得階層ほどその恩恵を受けることができない反面、市場価格が低迷する 90 年代後半には、他の所得階層と同様に契約買付比率が低下している。従って、低所得階層の食糧生産者は、生産者保護主義的な食糧政策の恩恵から最も離れた存在であるといえる。

以上の点から、食糧流通政策の転換や食糧需給の変化が農家の農業経営に対して与える影響は一樣ではないこと、特に食糧流通自由化の影響は低所得世帯や西部地区など経済発展が遅れている地域においてマイナスの効果が大きいこと、などが定量的に明確になった。故に、実際の政策立案にあたってはマクロ的なバランスと同時に、地域の特徴や農家の農業経営形態などの違いを十分考慮することが不可欠であると主張できる。

2 1993 年前後の農家の食糧生産・販売の特徴

ここでは池上[1997a]に依拠して、1992 年に実施された「保量放価」政策前後での、農家の食糧生産と販売の実態を検討する。池上[1997a]の調査対象年

は 1991・92 年である。まず池上[1997a]の農家調査の集計結果である表 12 を見てみると、調査地の 1 つである安徽省天長県 B 村の食糧生産量が飛び抜けて多く、食糧商品化率も 50%を超えていることがわかる。さらにこの B 村では、契約買付量の食糧販売量に対する割合が 42.4%と他の村に比べて非常に低くなっている。この契約買付比率の低さは、天長県が国家級の食糧生産基地に指定される食糧生産発展地域であるのに加えて、南京・揚州などの大都市の後背に位置しており、天長県 B 村で市場販売が進展していたことに由来する。また天長県 B 村では、調査対象年に唯一「保量放価格」政策が実施されており、食糧流通の市場化が一層進展していたためと考えられる¹⁵。

表 12 調査農家の食糧販売内訳

調査地	食糧品目	生産量(kg)	販売量(kg)	食糧商品化率	販売の内訳				契約買付の対 商品化食糧比
					国家買付合計			市場販売	
					契約買付	協議買付			
安徽省天長県 B村	食糧合計	4,872	2,503	51.4%	49.1%	86.3%	13.7%	50.9%	42.4%
	小麦	1,236	1,070	86.6%	40.0%	75.0%	25.0%	59.9%	30.0%
	米	3,634	1,433	39.4%	55.9%	92.4%	7.6%	44.1%	51.6%
河南省商丘県 LB村	食糧合計	2,273	606	26.7%	58.1%	91.5%	8.5%	41.9%	53.1%
	小麦	1,368	374	27.3%	88.8%	97.0%	3.0%	11.0%	86.1%
	トウモロコシ	901	229	25.4%	8.7%	0.0%	100.0%	91.3%	0.0%
山東省安丘県 L村	食糧合計	2,271	510	22.5%	63.5%	100.0%	0.0%	36.5%	63.5%
	小麦	1,147	293	25.5%	98.0%	100.0%	0.0%	1.7%	98.0%
	トウモロコシ	1,122	215	19.2%	17.2%	100.0%	0.0%	82.8%	17.2%
湖南省永興県 S村	食糧（＝米）合計	2,306	571	24.8%	80.2%	96.5%	3.5%	20.0%	77.4%

(資料) 池上[1997a, 230] (一部修正)。

(注) 数値は全調査農家の1世帯あたり平均値である。

一方、その他の 3 つの村ではいずれも食糧商品化率が 30%を下回っており、1991 年の固定観察点調査における食糧商品化率(35.7%)を 10%程度下回っている。また商品化食糧の内訳を見ると、販売食糧に占める市場販売のシェアは、安徽省天長県 B 村以外の村では 50%を下回っており、最も高い河南省商丘県 LB 村で 41.9%、山東省安丘県 L 村では 36.5%、水稻二期作を中心とする純農業的村落である湖南省永興県 S 村に至っては、20.0%と低水準にとどまっており、食糧流通の市場化はそれほど進展していない¹⁶。

さらに国家買付に占める協議買付(市場価格による国家買付)の比重を見

てみると、4つの村すべてにおいて15%を下回っており、特に山東省安丘県L村と湖南省永興県S村では協議買付は、協議買付が行われていないに等しい状況である。これは、表6の1991年度における国家買付に占める統制外買付（契約買付）シェアの52.4%と比較すると、非常に対照的な結果である。

そこで池上[1997a]は、安徽省天長県B村の国家買付に関する家計調査結果と、調査県の契約買付・協議買付比率のデータとを比較することで同様の食い違いを発見し、その背後にある国有食糧部門の構造的問題を指摘する。すなわち、中央政府から指示された契約買付量が農村レベルまで下ろされてくる段階で徐々に水増しされ、安価な契約買付価格で買い取った食糧を協議買付として処理することで、販売先・価格を自由に決めることが可能となり、国有食糧部門はより多くの利益を上げるというものである。

このような契約買付の上乗せは、「第二の契約買付」（「二定購」）と呼ばれており、農民に対して不法な負担を強いるものとして問題視されている（葉[1997, 5]、王[1996, 40]）。先の固定観察点調査データにおいても「第二の契約買付」の可能性を指摘したが、このような様々な地域における状況証拠と合わせると、契約買付におけるマクロデータとミクロデータの乖離は、統計的誤差の問題というよりも、むしろ「第二の契約買付」が広範な地域で実施されている可能性が高いといえる。従って池上[1997a]は、「第二の契約買付」という農民の過重負担の実態をミクロデータとマクロデータをつき合わせることで定量的に提示した点、そして限られた調査村数ではあるが、農村の外部環境や経済構造によって農家の食糧生産・販売のあり方に大きな差異があること指摘したという点で白眉な研究であり、今後の食糧流通研究において求められる方向性であるといえる。

3 食糧余剰期（1998年）における農家の食糧販売行動分析

ここでは、吉林省磐石市の農家に対する食糧流通面での家計調査の結果（斉[1999]）を利用して、農家レベルから見た食糧余剰期の食糧流通の問題を見

ていく。吉林省磐石市は吉林省の西南部に位置しており、土地面積が 396 平方キロメートルで、約 53 万人（農村人口約 36 万人）の人口を抱える。耕地面積は 6 万 4800 ヘクタールで、作付面積では食糧全体では 6 万 1200 ヘクタール、うちトウモロコシが 3 万 3500 ヘクタール、水稻が 1 万 7400 ヘクタールとなっており、食糧生産量は約 34 万トンで、食糧商品化率は 66.9%と商品化が進んでいる地域である。農民一人あたり純収入は 2042 元であり、ほぼ全国平均に等しく、吉林省平均よりわずかに下回る水準にある。農村世帯の純収入の 53.7%が食糧生産からの収入であり、農家経営において食糧生産が重要な位置を占めている。

齊 [1999]は吉林省磐石市統計局の協力のもと、まず 4 つの村を選択し、その村落から無作為抽出法によって 48 世帯（抽出率 3.3%）を調査対象として選び、1998 年秋の収穫前に食糧流通に関する質問票形式の調査を実施した。調査地は食糧主産地であり、農民一人あたり耕地面積も 13.2 畝とかなり広い地域である。調査実施時期には食糧の超過供給が発生しており、トウモロコシについてキロあたり 1.04 元での保護価格買付が実施されていた。しかし調査対象世帯の 95.8%は、私営商人に対してキロあたり 0.74～0.80 元という保護価格よりも遙かに低い価格で余剰食糧を販売している。

農民がそのような安い価格で私営商人に販売する理由に関する調査結果は、表 13 にまとめられている。これを見ると、「政府が買付を実施せず、私営商人は食糧の品質を問わない」（83.3%）、「政府が買付を実施せず、早急にお金が必要である」（54.2%）に対する回答率が圧倒的に高い。調査時点では保護価格による食糧の無制限買付が政策として公示されていたが、この調査結果から実際には無制限買付が行われず、やむなく私営商人に販売している農民像が浮かび上がる。また農民の側でも、高利貸しへの借金の返済の必要性や早急に現金を手にしたいという願望から、食糧販売価格上昇の時期を待って販売するよりも、手早く私営商人に販売することを好む傾向がある。

表 13 私営商人に食糧を販売する理由

選択項目	人数	割合
政府が買付を実施せず、早急にお金が必要だから	26	54.2%
便利であるから	7	14.6%
政府が買付を実施せず、私営商人は食糧の品質を問わないから	40	83.3%
今後販売できないことを恐れて	13	27.1%
そのまま放置しておくで損失になるから	1	2.1%
その他	0	0.0%

(資料) 斉[1999, 8]。

(注) 複数回答。

他方、食糧買付所では買付食糧の等級・価格の不当な引き下げが行われているのに加え、買付所での買付拒否行為も見られる。保護価格での買付は、買付を行う国有食糧企業にとって順ざやでの販売が困難であるため、農民による販売食糧の品質の低さを口実に、買付を拒否しているという。また秋の収穫時期を前にして、食糧販売不振のため食糧倉庫はすでに満杯状態にある。ある食糧倉庫では収容能力5万トンのうち、既に4.8万トン収容されており、1998年度の契約買付などが計画通り実施できるか不透明な状況にあるという(斉[1999, 7・9])。

つまり吉林省磐石市では、市場価格より高い保護価格での買付を実施してきたことで、国有食糧企業は食糧の過剰在庫を抱えており、それが買付所段階での不当な買付価格引き下げ、買付等級引き下げ、買付拒否につながっているのである。農民は自らの流動性制約と相まって、買付価格の安い私営商人に対する販売を余儀なくされていると考えられる。このような食糧買付の実態は、吉林省磐石市に限定されるものではなく、程度の差こそあれ、様々な地域で発生している問題である(何・韓[2000])。そのため、無制限食糧買付が行われない構造など、食糧流通の実情を十分に鑑みた実際的な政策が、

焦眉の課題として求められているのである。

おわりに

以上、本稿では 1978 年以降の中国における食糧流通政策の変遷と実際の動向を、食糧流通政策の直接統制から間接統制への転換と都市生活者保護から生産者保護への転換という観点から整理する作業を行った。その結果、中国の食糧流通政策の歩みは単線的なものではなく、性急な自由化・市場化政策は実体経済によって引き戻されてきたことが明らかになった。他方、市場化が進展する食糧流通において、過剰な生産者・消費者保護的な政策や直接統制的色彩の強い政策は、実際の状況に対応することができず、実効性に乏しいものであったと主張できる。

このような政策の揺れは、確かに政府の失敗に起因するところも大きく、食糧流通における行政部門と国有食糧企業とのもたれ合いの構造、食糧備蓄制度や食糧リスク基金など間接コントロール手段の機能不全など、食糧流通制度の改革が不十分であることは重大な問題である。ただし、世界の穀物生産の 5 分の 1 を占める食糧大国の食糧流通運営はそれ自身、想像以上に困難な課題であることを忘れてはならない。従って、中国政府は世界の食糧需給への影響や国内の生産者に与えるマイナスの効果も考慮して、実態に即した形で漸進的に自由化政策を進めていく他に方法はないであろう。

さらに本稿では、食糧流通政策が食糧流通に関わる各々の主体にどのような影響を与えたのかを明確にするため、農家の食糧生産・食糧販売に焦点をあて、既存の農家調査研究をまとめてきた。その結果、政策変化の影響は地域や所得階層などによって大きく異なること、すなわち地域の経済発展水準・農家所得水準と政策効果との間には負の相関があること、中央政府によって決定された政策が地方レベルでは必ずしも厳格に実行されておらず、農民は過重な負担を受けていること、などが明らかになった。故に、食糧流通政策策定にあたっては、このような地域の特徴や農家類型による政策効果の

違いを十分考慮することが不可欠であるといえる。

ただし農家レベルのデータに基づいた既存研究は十分に蓄積されておらず、その意味では本稿の結論も暫定的なものに過ぎない。そこで農家レベルのミクロデータを実際に利用して、農家経済全体のなかに食糧生産・食糧販売行動を位置づけるとともに、食糧流通政策変化の農家の経済厚生面に対する効果を定量的に分析することを、著者の今後の研究課題としたい。

参考文献

< 日本語文献 >

- 池上彰英[1989]「食糧の流通・価格問題」(阪本楠彦・川村嘉夫編『中国農村の改革』アジア経済研究所、所収)。
- [1994]「中国における食糧流通システムの転換」『農業総合研究』第48巻第2号。
- [1997a]「農家の食糧販売をめぐる諸問題」(中兼和津次編『改革以降の中国農村社会と経済』筑波書房、所収)。
- [1997b]「食糧需給・流通・備蓄体制」(日中経済協会編『1996年の中国農業 - 功を奏した食糧増産政策 - 』日中経済協会、所収)。
- [1998]「食糧の国内流通制度とその運用」(日中経済協会編『1997年の中国農業 - 食糧生産過剰に悩む中国農業 - 』日中経済協会、所収)。
- [1999]「食糧流通体制改革の動向と問題点」(日中経済協会編『1998年の中国農業 - 生産性向上への模索 - 』日中経済協会、所収)。
- [2000]「食糧米の流通」(国際農業交流・食糧支援基金編『中国の食糧流通 - 米の生産及び流通を中心として - 』、所収)。
- 嚴善平[1994]「中国における食糧の生産・流通・価格」『桃山学院大学経済経営論集』第35巻第4号)。
- 国際協力事業団基礎調査部編[1998]『中国農業の課題 - 食糧流通を中心と

して - 』国際協力事業団。

周応恒[2000]『中国の農産物流通政策と流通構造』勁草書房。

菅沼圭輔[1993]「食糧管理制度と流通改革」(日中経済協会編『1992年の中国農業 - 不足から過剰に悩む転換期 - 』日中経済協会、所収)。

田島俊雄[1989]「農業生産力の展開構造」(山内一男編『中国経済の転換』岩波書店、所収)。

竇劔久俊[2002]「中国農村における農家の貯蓄・借入行動に関する数量分析」(経済産業省委託調査『アジア産業ネットワーク研究事業報告書 中国(平成13年度)』所収)。

牧田りえ[1996]「中国の食糧流通システムの課題と現状」『開発援助研究』第3巻第2号。

松田芳郎編[1999]『中国農業部固定観察点調査データに関する検討』(文部省特定領域研究(A)「統計情報活用のフロンティアの拡大」研究成果報告書)。

< 中国語文献 >

Aubert, Claude [2000]「中国糧食貿易改革：一個關於国家和農民利益尚未了結故事」(熊景明主編『進入21世紀的中国農村』光明日報出版社、所収)。

韓志榮・馮亞凡主編[1992]『新中国農產品價格四十年』水利電力出版社。

何宇鵬・韓一軍[2000]「1998年糧改政策執行情況總述」(農業部農村經濟研究中心『中国農村研究報告1999』中国財經出版社、所収)。

冀名峰[2001]「糧食流通体制改革中的政企分開問題」『農業經濟問題』2001年第5期。

柯炳生[1995]『中国糧食市場与政策』中国農業出版社。

—— [1999]「我国農產品“買難”“賣難”交替發生的深層原因及对策研究」(万宝瑞主編『農業軟科學研新進展1997-1998』中国農業出版社、所収)。

李成貴[2001]「1998年以来的中国糧改研究」(中国社会科学院農村發展研究所編『中国農村發展研究報告2』社会科学文献出版社、所収)。

- 廬邁[1997]「实行“保量保價格”的双軌性」『改革』1997年第3期。
- 農村經濟技術社会知識叢書編委会編[2000]『糧食購銷』中国農業出版社。
- 全国農業普查办公室[2000]『中国第一次農業普查資料綜合提要』中国統計出版社。
- 齊百君[1999]「糧食流通体制改革下相關利益主体的行為分析：对吉林省磐石市調查結果的思考」『農業經濟問題』1999年第3期。
- 宋洪遠[1997]「“米袋子”省長責任制及其对糧食生產、流通和宏觀調控的影響」『中国農村觀察』1997年第2期。
- 宋洪遠等編[1998]『中国農業政策与涉農部門行為』中国財政經濟出版社。
- [2000]『改革以来中国農業和農村經濟政策的演变』中国經濟出版社。
- 王忠海[1996]「農戶行為与糧食市場化——1994年農戶糧食生產与流通調查問卷分析——」『中国農村觀察』1996年第1期。
- 葉興慶[1997]「新一輪糧價周期与政府的反周期政策」『中国農村經濟』1997年第9期。
- 曹建軍[1998]「当前糧食保護價政策分析」『中国農村經濟』1998年第8期。
- 趙發生主編[1988]『当代中国的糧食工作』中国社会科学出版社。
- 中国農業發展銀行編[2000]『中国農業：政策性銀行管理探索』經濟科学出版社。
- 中国農業專門家論壇[1998]「正確判断糧情 穩妥推進糧改」『中国農村經濟』1998年第1期。
- 中共中央政策研究室·農業部農村固定觀察点办公室編[1992]『全国農村社会經濟典型調查数据匯編』中共中央党校出版社。
- 中共中央政策研究室·農業部農村固定觀察点办公室[2001]『全国農村社会經濟典型調查数据匯編 1986 - 1999年』中国農業出版社。
- 中華人民共和國農業部『中国農業發展報告』（各年版）中国農業出版社。

< 英語文獻 >

Cheng, Yuk-shing [1997], “China’s Grain Marketing System Reform in 1993-94:

Empirical Evidence from a Rural Household Survey,” *China Economic Review*, Vol. 7, No. 2, pp. 135-153.

Sicular, Terry [1988], “Plan and Market in China’s Agricultural Commerce,” *Journal of Political Economy*, Vol. 96, No. 2, pp. 283-307.

Wu, Harry [1997], “A Note on the CERU-MoA Grain Farm Household Survey in China,” *China Economic Review*, Vol. 7, No. 2, pp.97-104.

注

¹ 「原糧」の定義は、『中国統計年鑑 1999』416 ページ、『国家統計報表制度主要指標解説 2000』34 ページによる。「貿易糧」の定義は『中国国内市場統計年鑑 1992』484 ページによる。また「原糧」と「貿易糧」の換算率の推計では、「原糧」については『中国統計年鑑 1993』609 ページの社会買付量、「貿易糧」については『中国国内市場統計年鑑 1992』169 ページの社会買付量を利用した。

² *FAO Trade Yearbook 1998*, pp.88-90.

³ 1950 年代中頃の農業集団化初期には、上海松江県の陳永康によるジャポニカ系水稻の優良品種「老来青」の選抜、米麦二毛作技術の体系化、水稻二期作化が試みられ、華東地区の農業発展に貢献した。また 1956 年に広東省の農民育種家によって選抜されたインディカ系水稻優良品種「矮脚南特」は、早熟短矮の特性を生かし、早稲品種として 60 年代以降の南方地域における水稻二期作化を大いに推進した。建国以降の農業生産技術の詳細については、田島[1989, 184-189]を参照のこと。

⁴ 就業先別郷村労働力の構成については、『中国統計年鑑 2000』371～372 ページに基づく。

⁵ 農村住民世帯に関する世帯 1 人あたり所得のジニ係数は、『中国農村住戸調査年鑑 2000』18 ページによる。

⁶ 野菜などの生鮮食料品の流通システムについては、周[2000]が詳しい。

⁷ 1985 年の契約買付実施状況と食糧生産との動きについては、池上[1989, 96-107]や宋等編[1998, 35-37]で詳細に分析されている。

⁸ 鄭州卸売市場の当時の状況については、菅沼[1993, 99-108]を参照のこと。

⁹ 国有食糧企業による農村・農家レベルでの買付独占に対しては、これまでの自由化路線に逆行しているとの批判がある。しかし中国の政府官僚や政府部門の研究者の間では、この政策は国有食糧企業の経営改善のための一時的

な緊急避難的政策であり、基本的に自由路線に反しないという考えが主流を占めているという（李[2001, 8-9]）。

¹⁰ 国務院弁公庁「一部の食糧品種を保護価格買付範囲からの除外することに関する通知」（2000年2月）国務院「食糧生産と流通に関連する政策措置を一層完全化させることに関する通知」（2000年6月）。

¹¹ 「国務院弁公庁關於糧食品種退出保護價收購範圍有關問題的通知（2000年7月）」（『中華人民共和國國務院公報』2000年第8号）。

¹² 農家の借入制約に関する既存研究の概要については、竇劔[2002]を参照のこと。

¹³ 固定観察点調査の調査体系、実施概要の詳細に関しては、中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点調査弁公室編[1992]、及び松田編[1999]を参照のこと。

¹⁴ 3つの地区の定義は以下のようになっている。

東部地区（北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、広西チワン族自治区、海南省）

中部地区（山西省、内蒙古自治区、吉林省、黒竜江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省）

西部地区（重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘粛省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区）。

¹⁵ 池上[1994, 29]によると、「保量放価」政策を実施した1992年には、商品化食糧に占める食糧部門の買付量のシェアが、1990年の92.4%から63.4%と劇的に低下している。

¹⁶ 池上[1997]と調査対象年が近いものとしては、Cheng[1997]・王[1996]の研究がある。それらは、中国農業部政策体改法規司・アデレード大学共同の食糧に関する農家調査結果を利用した研究であり、調査対象年は「保量放価」政策実施後の1993・94年の2年間である（本調査の概要についてはWu[1997]を参照のこと）。Cheng[1997]・王[1996]の分析結果によると、食糧商品化が安徽省天長県B村レベルまで進んでいる調査地域では、国家買付の比重がB村よりもさらに低下しており、吉林省調査地域では36.1%、広東省調査地域ではわずかに11.6%にまで低下しているという。その反面、食糧の市場流通が広がってきており、特に私営商人に対する販売が両地域ともに商品化食糧全体の50%以上の割合を占めている。また販売価格では、契約買付価格はすべて自由市場販売価格（私営商人買付価格、自由市場販売価格、食糧加工企業買付価格）を下回っており、食糧価格が急騰した1994年にはその価格差がさらに拡大したという結果がでている。